

平成29年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成29年2月27日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 北川広人議員 (1) 高浜市における現状の課題と平成29年度の取り組みについて  
(2) 第6次高浜市総合計画後期基本計画策定について
2. 内藤とし子議員 (1) 小規模場外舟券売場（ミニボートピア）の設置について  
(2) 子育て支援行政について  
(3) 公共施設総合管理計画について
3. 小野田由紀子議員 (1) 福祉行政について  
(2) 災害時の避難所運営について
4. 黒川美克議員 (1) 公共施設あり方計画について  
(2) 図書館行政について
5. 柳沢英希議員 (1) 環境行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	11番	神谷直子
12番	内藤とし子	13番	北川広人
14番	鈴木勝彦	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩

副市長	神谷坂敏
教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	神 谷 美百合
総合政策グループリーダー	野 口 恒 夫
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー	岡 島 正 明
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯 村 和 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	岡 本 竜 生
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○副議長（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○副議長（浅岡保夫） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○副議長（浅岡保夫） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

13番、北川広人議員。一つ、高浜市における現状の課題と平成29年度の取り組みについて、一つ、第6次高浜市総合計画後期基本計画策定について。以上、2問についての質問を許します。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

新しい庁舎での新議場での一般質問、一番初めにやらせていただく荣誉といたしますか、くじ運に感謝を申し上げたいと思います。

きょうのテーマは、高浜市における現状の課題と平成29年度の取り組みについて。それと第6次高浜市総合計画後期基本計画策定について、であります。

さきの吉岡市長の施政方針や、都築教育長の教育行政方針を聞かせていただいて、また、今定例会における当初予算の中身も拝見をさせていただいた中で、ある程度、方向性は知り得ることができるんですが、高浜市議会では、代表質問制度がございませんので、所属会派を代表してとは言いませんけれども、しっかりとお聞かせをいただきたいというふうに思います。一問一答にて進めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、高浜市における現状の課題と平成29年度の取り組みについてであります。

まず、新庁舎の1期工事が済んで、1月4日からこの庁舎の供用が開始されたわけですがけれど

も、この後、旧庁舎も取り壊しを始め、来庁者用の駐車場の整備、そして会議室を備えた会議棟の整備が始まる予定ということになっておるんですけども、当初の計画では、9月に完成して10月にオープンという予定でありました。ところが、昨年11月29日の市議会全員協議会で、庁舎の外壁等にアスベストが含まれていることが報告されました。旧庁舎を解体するために、どのような措置が必要であって、今後、庁舎整備にどのような影響が出るのかを、まずもってお聞きをしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 壁の解体時には、コンクリートの粉じんとアスベストと一緒に飛散しないように安全対策が必要となってまいります。壁のコンクリートの破壊の前に、アスベストの処理を行いまして、その後に建物の解体を行うこととなります。したがいまして、アスベストの処理を行ってから解体作業に着手するために、工期及び今後の庁舎整備に影響が生じてくるものと予想いたしております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 昨年の報告があつてから、今月もあしたでもう終わるわけですので、3カ月たつわけですけども、アスベスト除去に向けてどのような検討をされてきたのか、これについてお聞きしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 市といたしましては、アスベスト飛散により、作業員や市民の健康被害が出ないように慎重に検討を進めております。

議会報告後の市の対応といたしまして、まずは、事実を確認する必要があるため、事業者が調査した1カ所を含め、14検体をとり調査をいたしました。調査の結果につきましては、一部非含有部位がありましたが、アスベストの含有を確認したところです。

なお、アスベストの処理につきましては、労働基準監督署に届け出が必要であることから、この間、刈谷労働基準監督署への事前相談・協議を行うとともに、現在、処理工法、工事の工期等について、事業者と協議を行っているところであります。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） アスベストというのは、非常に市民にとっても不安のあるものだということとは承知をしておりますけれども、監督署のほうに届け出が必要であるということと、それから事業者との協議ということで、事業者との協議が進んでおるとは思いますけれども、今後の処理に当たって、支障のないレベルの中で、少し内容を教えていただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 監督署との協議につきましては、平成28年4月28日に出された建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針に基

づいた処理をする必要があるということで、指針に基づいた処理方法での協議をしております。

また、アスベスト除去は、近隣へ飛散をさせない工法で処理をしなければなりません、その確認のため、敷地に環境測定器を据えて施工していくことを予定しています。

現在の状況であります、処理技術指針は示されてからまだ日が浅く、事例が少ないこともあり、具体的な施工計画を作成するのに不測の日数を要しているのが現状でございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） アスベスト除去ということが不測の事態という話でありますけれども、これが2期工事へ当然もう既に影響を及ぼしておることになると思います。その影響というのは2つあると思うんです。要は、工期のおくれの部分とそれからアスベストというのを除去するために、別途の工事が必要であったり、あるいはアスベストを処理というか捨てるというんですか、そういったところにもお金がかかっていくというふうに思うんですけれども、アスベスト除去の選定業者、それがまた改めて業者として参加をしていただかないとやれないものなのかどうなのかというのはよくわかりませんが、こういうような関係で予算措置等のスケジュール、そういうったものも含めてもう少し話せるところがあるんであればお話しをいただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） アスベストの除去業者の選定でございますけれども、旧庁舎の解体を含みます2期工事との調整がございますことから、旧庁舎の解体と新庁舎の2期工事を行う業者、大和リースと協議を進めております。

処理をするに当たりましては、費用の問題もございますが、近隣への影響が出ないよう、安全に処理するための具体的な施工計画を作成する必要があります。そうしたことから、協議には時間がかかっております。

あと、別途工事の費用ということでございますけれども、予算措置が必要な場合は、できる限り早期に議会にお諮りをし、御説明をさせていただきたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 協議中ということで、なかなか難しいところもあるのかもしれませんが、アスベストの処理費用というんですか、別途発生するであろうと思われるんですけれども、もともと旧庁舎の取り壊しというのは、大和リースさんとのリース契約の中に入っておったものですよね。それプラス、アスベストの処理費用が要するというようなことでお話をされているわけなんですけれども、今回の件というのは、どういう見解で高浜市が新たに予算措置が必要になる可能性があるということを言ってみえるのかが、多分、市民の方々が一番わからないところだと思うんです。もう一度言いますけれども、解体費用はもうリース料に含まれているでしょう。その中で言うと、要は、要求水準書や何かに、不測の事態というものが、どのような扱いになってお

ったのかというところだとか、それから、解体費用の中に、新たにプラスされる部分がリース費用とは別途発生するという事は、それはまた当然議決事項になりますよね。予算のことですから。その辺のところを、こういう見解を持って今進めているというところを教えていただきたいというところなんです。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 市といたしましては、平成26年8月の事業者提案募集時に、外壁にアスベストが含まれていることは、想定をしておりませんでした。事業費の算定には外壁のアスベスト処理は、このときには含んでおりませんでした。

そうしたことから、平成28年4月28日に出された建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針に基づいて、処理方法を検討するとともに、処理費用及び2期工事を含めた全体工程について、事業者と協議をしているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） よくわからん話で、要は、アスベストが含まれているかどうかかわからないということであったというのが、どこの責任なのかというところを多分言われる方が見えると思うんです。ですから、アスベストに関しては、多分、国のほうの環境法令もいろいろと変わってきているところがあったと思うんです。庁舎40年たっているわけですから。その間にそういったものが、ひっかかるものがあつたりなかったりというようなことで、当然、環境基準なんていうのは、緩くなることはありませんから、厳しくなってくるほうにしか考えられないわけですから。

どちらにしても、大事なことは何かというと、早くこの新庁舎が完全な形で開庁することだと思うんです。そのためにもっと大事なことは、この近隣住民やそれから職員の方々、我々もそうですけれども、市役所に来られる方々に工事が安全でなければならないというところだと思うんです。ですから、そのところをしっかりと、工法から工期からそして金額から全部示していただいて、当然予算のことは議決事項になりますので、できるだけ早く議会のほうに示して我々のほうでそれをしっかりと審査をさせていただいて、スピードを上げてスケジュールを進めていただきたいということをおきたいと思えます。

それともう一つは、20年のリース契約というのは、単に大家さんと店子の関係っていうふうな単純なものではないと思うんです。こういうような不測の事態というのは、あらゆるところから出る可能性があると思うんです。そのときに、ここに、この議場に現状いる方々が全員いるとは限りませんよ。20年先なんて。そうすると、少なくとも、今回、この新しい市役所は、いろんな方々が使える形でこの議場も多目的ホールであつたり、2期工事で作る会議棟も市民の方々に貸し出したりだとか、いろいろな方々が入り出す市民サービスの一部を担う建物になっていくわけです。ということは、大和リースさんと20年の契約というのは、しっかりと市民サービスを担保できる、パートナーシップを持った契約であるという認識をそれぞれが持たなければいけな

いと思うんです。行政が決して、下請さんを雇ってそこに任せるんだという考え方ではないんです。そういうもんだと思うんです。だから、相手側も、自分たちも市民サービスの一端を担うんだという意識を持ってもらっているということが、私は前提だと思うんです。それはもうしっかりと意識をしていただきたいというところと、それから、先ほど言ったように、できるだけ早く議会に示してください。あんまり中途半端な話をここできょう聞いても、話が逆にわからなくなるといけませんので、今までも、これは大きな課題になっていると思いますので、ぜひともお願いいたします。

今、定例会開会中ですので、例えば、今定例会に間に合うような形であれば、議会のほうももしかしてそれを審議する時間をとるような形で議長のほうにもお願いをしていきたいなということも思っております。

この件に関しましては、以上とさせていただきます。

それでは次に、高浜小学校等の複合化モデル事業の進捗と今後の進め方についてに移らせていただきますけれども、今定例会には、高浜小学校等整備事業の事業契約の締結について議案が上程されております。改めて、今後の建物の設計から建築までのスケジュール、これについてまず伺っておきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 今後のスケジュールということでございますが、本定例会で御可決をいただきましたら、早々に基本設計、実施設計のほうを進めてまいりたいと考えております。現在、事業者からお聞きしているところでは、4月から基本設計のほうを行いまして、6月までには完了させ、その後、実施設計を10月までに完了、そして建築確認申請といったところを提出をしまいたい。実際、工事の着手につきましては、本年12月ごろには着手をしていきたいというふうなことはお聞きしてございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、小学校等整備事業についての市民への説明ですけれども、既に開催された部分もあると思いますけれども、今後、どのように開催していくようなイメージなのか、そのスケジュールについても決まっているのであればお教えいただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これまでに開催された部分も含めましてお答えをさせていただきます。

高浜小学校等整備事業につきましては、高浜小学校の建てかえが大きな要素を占めていますので、通学しているお子さんを持つ保護者の皆様が最も関心をお持ちであると考えております。

そうしたことから、保護者の皆様には、1月21日でありますけれども、プールの件、工事中の安全確保や学校行事等への影響について、契約前という制約がございましたので、その概要ということで御説明をさせていただきました。契約後であればより具体的な説明ができますので、学

校側とも調整をして、改めて説明の機会を設けてまいりたいと考えております。

保護者以外の皆様には、希望される方の御都合に合わせて説明に伺うトーク&トークといった制度がございますので、そういった制度を御活用いただき、御説明をしてまいる予定でございます。

また、こうした制度の活用につきましては、2月6日で行ってまいりましたが、町内会行政連絡会の席におきまして、各町内会長さんに御案内いたしますとともに、市のホームページや広報などでも、今後、お知らせしてまいる予定でございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

1月21日の件は、私も学区のほうに住んでおりますので、こういうことがあったよという話は伺っておりますけれども、今後の説明の中で、今言われたように、契約前なものだから、いろいろしゃべれるところ、しゃべれないところがあるというところは理解するんですけども、この定例会が終わって、契約が済んだ段階では、もう少し詳しい部分をお願いしたいということは当然なんですけれども、もう一つ、入学前の方、要は、学区にお住まいで、ことしの4月以降あるいは来年入学といわれる方、そういった方々も、当然子供さんが学校に入ることはもうわかっておるわけですので、そういった方々も上手に拾い上げていただきたいのと、逆に言うと、そういう方々というのは、トーク&トークみたいなイメージというのはなかなか持てないと思うんです。まだくくられていない側じゃないですか。PTAとかそういったふうで。そういったところはお気遣いいただきたいなということを思います。

それと、どうしても行政というのは依頼をされれば、そういうイメージが非常に強いんですけどもそれはそれでいいと思いますけれども、やっぱり広報だとかホームページだとか、あれっでどうなんだろうともし思ったときに、すぐ見られるようなところもつくっておいていただきたいというのはひとつ思いますので、そののところもお願いをしておきたいなと思います。

それと、設計の段階で学校関係者とか利用者の声を取り入れるというふうに聞いておりましたけれども、市民の意見が反映されるというのは、どのような部分になるのか、ここが少し勘違いして伝わっているようなところがあるのかなという気がしますので、そのところをお聞かせいただきたいのと、また、市民の意見を聞いていくという部分では、どういう手法をとっていかれるのか、これについてもお答えをいただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市民意見の反映部分でございますが、事業者の提案は、市の要求水準に対しまして、その考え方やコンセプトに基づいて立案されておりますので、市の要求水準、事業者の提案内容がベースとなります。原則としまして、契約金額の範囲内で提案の方向性を大きく変えない範囲で御意見を伺うこととなります。



その手法でございますが、中心は小学校の施設整備でございますので、教職員、PTA等の関係者を初め、主な施設の利用団体を中心に、使い勝手をよくするにはどうしたらいいか、こういったことなど、現場の視点から御意見を伺うことを考えております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

そこが、どうも市民の方々は、今から我々の意見を取り入れてつくっていくんだというふうに使われている方も実際見えるんです。そのところが少し違って伝わってしまっているなと思われまますので、やっぱり施設を使う方々の使い勝手の部分の調整というのは、当然、微調整になってしまうのかもしれないけれども、やっぱり聞いていただきたいとは思いますが。そういうところの御意見を頂戴したいですということをしっかりと相手方に伝えないと、何でも市民の意見を聞くから、市民に集まってくださいみたいになってしまうと、いろんな方がいろんなことを言い出してしまうので、これまた時間をとめられてしまうことにもつながりかねません。ぜひともそのところは勘違いをされないようなインフォメーションをお願いしたいというふうに思います。

それと、もう一つは、この高浜小学校というのは、学校と地域を協働のまちづくりの拠点とするような、そういうコンセプトの部分があるということで、初めからモデル事業としてスタートしてきていることでありますので、そのところに関しましても、やっぱり利用団体の方々の御意見というのは、非常に大事なものになってくると思いますから、そういったところも忘れずに拾い上げ、酌み取っていただきたいなということを思います。

それでは、次に、平成29年度の当初予算のほうにありますけれども、勤労青少年ホーム跡地活用支援事業の委託が出ております。高浜小学校のプール機能は、民間活力を活用して、勤労青少年ホーム跡地で確保されて、今後、設計の変更等で学校内にプールが設置されることはないということで理解をしておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 基本的には、学校の水泳指導のあり方を見直す中で、学校の建てかえや耐用年数を経過した時点あるいはプールの使用が困難となった時点で、民間のプールやインストラクターの力を活用し、低水温、天候に左右されない屋内プールのメリットを生かした水泳指導のあり方を見直す機会と捉えております。

学校プールが設置されないことにつきましては、児童の移動は生じますが、今後の学校の水泳指導のあり方について、教育委員会との連携を図りながら説明に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） この学校プールの機能移転ということですが、これもやっぱり市民

の方々、高浜小学校のプールを勤労青少年ホームの跡地につくるんだというふうに思われている方もいるんですよ。ですから、そうではなくて、今後にわたって、例えば南中ですとか、港小学校だとか高取小学校だとか、そういった高浜市内全体のプール機能を確保していくんだということだと思っています。

改めて、学校プールに対する基本的な考え方、今後どのように高浜市内の小・中学校が使用していくのか、これをお聞きしておきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 教育長。

○教育長（都築公人） 議員おっしゃるとおり、高浜小学校での取り組みをモデルとして、順次、水泳指導のあり方を見直ししていきたいというふうに考えております。

これまでも答弁させていただいていますが、民間プールを活用した水泳指導を実施していくことで、さまざまなメリットが生まれることが想定されています。一つは、水泳指導開始時期など屋外プールだと冷たい水につかることを嫌がる児童も実際に多いのですが、民間の屋内プールであれば、水温が一定に保たれていることから、こうした障壁は取り払われます。また、屋内であれば、天候に左右されることはありません。

それから、民間プールを活用することで、インストラクターの補助的な指導も行われることから、より効果的な指導の実施が期待でき、児童・生徒のさらなる泳力向上も見込まれると思っております。

また、水泳指導は、水の中での指導であるため、大変リスクの高い授業であります。民間プールを活用することで、教員以外にインストラクターの監視も加わることから、より安全性が向上するというふうに考えております。

また、民間プールまで移動しなければならないというデメリットは確かに生じますが、民間事業者によるバス移動が可能であること、それから、高浜市は幸いにもコンパクトな市でございますので、移動時間も短時間で済むと考えています。

そういったことから、高浜小学校での取り組み以降は、各学校プールの老朽化の度合いなどを見ながら、民間プール活用へだんだんと切りかえていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 私としても、小学校を中心に、高浜小学校から始まって、民間プールを利用する学校をふやしていくことは理解をさせていただいておるんですけども、特に、南中なんかは、青少年ホームの跡地ということは、川は挟みますけれども、ほぼ隣みたいなものです。教育委員会や学校経営グループのほうの考えている時期よりも早くから、例えば使いたいというような話が出てくれば、それはそのような形で柔軟に対応していただけないか。特に、南中の場合は、御存じの方、多いと思いますけれども、もちろん知ってみえると思いますけれども、

プールの位置がグラウンドの中で、グラウンドの形を非常に悪くしているんです、あのプールがあることによって。ですから、そこのグラウンドの整備をもう一遍直すということはやらなければならないとは思いますが、学校側も使い勝手がよくなるのかなという気もします。ぜひ、そういったところはお願いしたいなということと、それから、もう一個は、民間というのは、どうしても収支を考えるものです。ですから、それを考えるということは、何かというと、どのタイミングでどの学校がこのプールを利用していくようになるんですよというところを、しっかりと示してあげるべきじゃないかなということを思います。

この辺、どの年次にどの学校が利用していくんですよということも含めて募集をかけていくようなことを考えているのか、ここのところもお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 現在、事業者提案に向けた要求水準書等の作成の協議を進めているところでございますが、学校の水泳指導に関しましても、平成31年度の高浜小学校をモデル事業としてスタートさせた後、ほかの学校につきましても、プールの老朽化による改修時期などを勘案して開始することを盛り込んでいく予定でございます。

老朽度合いの進行やさまざまな要因により変更になることは想定されますが、現在の予定では、高浜小学校以降は、水泳指導の民間活用の効果を検証した上で、おおむね2年間隔を想定しまして、南中学校や高取小学校、港小学校の順に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。

先ほども言いましたように、各学校の意見や意向もしっかりと酌み取っていただくということと、それから、これも庁舎の話と同じなんですよね。民間事業者と長期にわたってパートナーシップを持っていくということになるわけですから、それがしっかりやれるかどうかという見極めも当然やっていただかなければいけない。これは庁舎よりももっと厳しいですよね。子供さんを一時期預けるとは言いません。先生が当然ついていくし、学校の授業ですから、そこまで言いませんけれども、でも、多くの子供さんをそこに託すと思われる市民の方々も多いですから、しっかりとそれがやれるというところ、それをきちんとやっていきますよ、高浜市とともにやっていきますよということを示していただけたらと組んでいかなければいけないというふうに思います。

今後のスケジュールというのも、今聞きましたけれども、早くすることで見える課題もより早く解決できるということにつながることもありますので、ぜひともよろしく願いしておきたいと思います。

それでは次に、この小学校等整備事業の事業契約議案を審議するに当たっては、高浜小学校に

複合化される施設の跡地活用という視点、これについてお聞きしたいと思います。

要は、複合化された施設の跡地というのはさまざま出るわけですよね。例えば大山公民館、体育センター、こういったものがありますけれども、これ、現在の公共施設総合管理計画では、大山公民館は平成32年度に機能移転をして、34年度に解体または譲渡というようになっております。どのようにそれを進めていくのか、その方向性というのは示されてはおりません。期限がそう書いてあるだけなんです。複合化というのは、総量圧縮というのを一番の目的にしておるわけですから、これ、時期がずれて、後ろにずれれば、一時期でも総量がふえてしまう時期ができるわけです。そうすると、今やっている事業の目的から、それは、その段階では外れるわけです。ですから、このところというのは、でき上がって姿形が見えてから進めるということよりも、もう小学校等の整備事業はこのようなスケジュールで進んでいくことがわかっているわけですから、今から複合化した後の跡地の活用をどうするのかというところを、今現在の利用団体としっかりと調節をしていくべきだというふうに私は思っております。ここについての見解をお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、順番に大山公民館の解体・譲渡という目標に向けてどのような考えか、それをお答えいただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 大山公民館の解体、譲渡に向けた考え方ということでお答えさせていただきます。

御存じのとおり、大山公民館につきましては、大山緑地に隣接しておりまして、お祭りだとか千本桜など、観光面といった公民館機能以外の役割を果たしている面もあります。施設として残したいといった声も伺っておりますので、地域の皆様の御意向が、これが大前提ということになりますけれども、例えば無償譲渡など、保有形態の見直しを念頭に考えておるということでございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今の答弁で言うと、当然、利用者の方々の声というものを大事にする、その姿勢はいいと思っておりますけれども、ただ、どういう目標を持ってやっているのかということは、しっかりと伝えていただいて、それが目標達成にもし妨げになるようなところにつながるようなことがあるのであれば、それはしっかりと英断しなきゃいけないところも出てくると思うんです。これはほかのところも同じだと思うんです。非常に厳しいことを言うかもしれませんが、でも、それをやるために、総合管理計画をつくったじゃないですか。総合管理計画をしっかりと進めていけば、長期財政計画が機能するというところで進めてきているじゃないですか。このところが、保有形態の見直しという形は最終的にそういう方法もあるよという話ですけども、基本的に私が言いたいのは、行政側がお金をそこに対して使っていないという話だとか、あるいはこの期間から必ずこういう形にするんだという、そのスケジュールをしっかりと進めるという

こと、このことはきちんとやっていたかかないと全く意味がないわけです。ここだけはいいかみ  
たいな話はあり得ないです。

中央公民館の件で、あれだけ高浜市内を大騒ぎさせて、結局、壊すことに決まって、それで、  
しゃんしゃんという話じゃないと思うんです。あれぐらいのエネルギーを市民の方々は持っている  
のも事実だと思います。ですから、ぜひとも市の事情、そういったものもしっかりとお示しを  
していただいて、今言った、進めようとしている計画の一部分なんですよというところをきちん  
とやっていただきたい。だから、簡単に言うと、複合化されてしまった施設の使い勝手をどうし  
ましようかという話じゃなくて、複合化した施設をどう使っていただけますかという話にしない  
と、いつまでもそこに話が残ってしまうと思うんです。ここはここでどうぞお使いください。  
こっちにはこういうのができましたよみたいな話は、これはあり得ないと思います。私はそう思  
います。ぜひそのところをよろしく願いをいたします。

体育センターのほうも聞きたいんですが、余り時間がありませんので、体育センターのほうも  
当然、34年に解体・譲渡という形、大山公民館と同じスケジュールでなっております。あそこは  
NPO法人のたかはまスポーツクラブの事務局がたしか入っておりますので、そういったところ  
の代替だとか、そういった気遣いは当然していただかなきゃいけないと思いますけれども、ここ  
についても、今言った、複合化されてしまった施設のところに関しては、同じ考え方だと思いま  
すので、そのような形でよろしく願いをしたいと思います。

それと、これで最後にしますけれども、小学校の整備事業に関しては、複合化のモデルケース  
ですよね。この中で、高浜市が新たなまちづくりに向けて、さっき言った学校と地域の協働によ  
るまちづくり、そのコミュニティの核としていくというような話があるわけですから、ここの中  
に、入ってこられる団体の方々、そういった方々がさっき、施設を今からつくっていく中でお話  
をいろいろ聞きますよという話は伺いましたけれども、でき上がってからどうこの施設を使っ  
ていくんだということを、きちんと話し合いをする場が必要ではないかなということと思うんです。  
これはモデル事業ですから、例えばその後、高取小学校の大規模改修だとか何かのときには、こ  
れをこういうふうに複合化しますよという話が出たときには、同じようなことがやっぱり起こ  
るわけですよね。ですから、複合化ができあがってからの、その施設の使い勝手等、しっかりと話  
し合いをして、その話し合いの中から、例えば、我々で子供たちをこうやって見守りができるよ  
ねとか、我々がこういうことを子供たちに教えることができるよねとかいうようなことにも広が  
る可能性って十分あると思うんです。

そういうことを考えていくと、ある程度、行政のほうの願いをしながら、そういう協議体み  
たいなものを設けていくような流れというのが大事ではないかなという気がするんですけれども、  
これに対してはどのようなお考えを持っているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 議員御指摘のとおり、高浜小学校等整備事業でございますが、これまで市が議論してまいりました学校を核とした複合施設、このモデルケースでありまして、学校と地域との協働による魅力ある施設として期待されているところでございます。

また、第2次高浜市生涯学習基本構想におきまして、子供たちを根っこと捉え、大人が子供に夢や希望を語りかけ、子供と大人がともに学び合い、高め合う世代間の連携を育むような取り組みを進めていくこととありまして、まさに高浜小学校等整備事業がこの実現の場と期待されているところでございます。

整備後の管理運営の検証や組織体制につきましては、今後、利用者団体と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ぜひそのような形でお願いをしたいなということを思います。

公共施設の複合化というのは、複合してできた施設、それから複合されてしまった施設というハードの部分というのが非常に大きく、これはお金の部分だとか、あったものがなくなる、よく市長が言われる、そういう話で言うと、そこがすごく言われるわけですが、絶対に忘れてはならないのが、そこに複合化とともについてくる利用者さん、ついてこられない利用者さん、そういうソフトの面というのは非常に大事な部分だと思うんです。ですから、それも含めてモデル事業というものだという認識を持っていただいて、ぜひ丁寧に進めていただきたいなということを思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に移りますけれども、企業誘致です。企業誘致の進捗と今後の進め方というところで聞かせていただきたいと思っております。

今聞いておいた公共施設のあり方について、公共施設の複合化によって、さまざまな施設の総量を圧縮していくという事業は、これはある面、市民の方々に我慢をしていただく、そういうようなものではないかなということを思っております。

一方で、何も市はやっていないのかというと、そうではなくて、きちんと新たな歳入確保のための取り組みということで企業誘致を進めてきていただいております。非常にそのところには期待をしておるわけですが、高浜市の第6次の総合計画や都市計画マスタープランにおいて、新たな工業用地の創出というのを主要な施策として掲げているということ、その具体的にどういうものがあるかということ、豊田町の地域、それから小池町の地域、そういったものがあるわけです。

そこで、まず、この2つの地域についての進捗状況、これをお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 御質問の豊田町地区と小池町地区の進捗状況につきましてお答えさせていただきます。

この2つの工業用地創出事業のこれまでの経過につきましては、去る12月議会の全員協議会で御説明のほうをさせていただいたところでございますので、その後の進捗状況についてお答えのほうをさせていただきます。

まず、豊田町の地区につきましては、造成工事の着手に向け、本年1月17日、1月28日、2月10日の3日間にわたりまして、開発事業者である愛知県企業庁とともに、地元に対して工事説明会のほうを開催いたしました。

この説明会の中におきまして、工事期間中における開発区域内道路の安全対策について御意見などをいただきました。この御意見に対する対応につきましては、愛知県企業庁と協議のほうを重ね、開発区域内の道路の交通量調査であったり、工事期間中、最初に通行が可能となる道路に、徐行を啓発する看板であったり、夜間照明灯を設置するなど、安全対策を愛知県企業庁のほうで実施していただきました。この対策につきましては、地元の説明を行い、御理解をいただくことができましたことから、現在、造成工事を開始してございます。

一方、小池町地区につきましては、この区域の開発を複数の企業による民間開発により事業を進めることを昨年12月16日の説明会におきまして、土地所有者の皆様方に説明をさせていただきまして、本事業の詳細な計画等も御説明のほうをさせていただきました。

なお、現在、進出を希望している企業から委託を受けた業者と、企業間の調整であったり、土地所有者に対しての意向調査のほうを実施しているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） その後の全協以降の説明ということで、今、伺いましたけれども、ここも大事な事業として掲げて、高浜市も事業として掲げているわけですので、愛知県企業庁それからまた民間事業者、開発行為を行う民間事業者だとか進出企業、そういったところに任せるのではなくてしっかりとかわっていただきたいなということを思っておりますけれども、この工業用地の創出というのは、非常にそのままいうとわかりにくいですよ。何をやっているのかというのはわかりにくいと思います。きょうは、細々としたこういうことをやっていますよということを聞こうと思いましたが、そこよりも、市民の方々が一番わかりやすいのは、これらの工業用地の創出事業、これ目標設定だとか、それから効果というものが、当然、試算をされていると思うんです。これは当然、来られる企業によって変わってくると思うんですけれども、ここのところは、そういう目標とかそういう効果というものが、試算をしてあるのであれば、そこに対して少しお答えをいただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） まず、目標といたしましては、豊田町地区につきましては平成31年2月に造成工事の完成を目指し、その後、速やかに企業立地を促すことを目標としてございます。

一方、小池町地区につきましては、平成31年3月に開発に向けた諸手続きの完成を目指し

て、その後に造成工事を行い、企業立地を促すことを目標としてございます。

次に、効果でございますが、この効果につきましては、立地する企業の投資規模であったり、経営規模によって大きく変わってまいります。近年、企業立地に伴い、市のほうが補助金を交付した企業と同等規模の企業が仮に今回の豊田町地区と小池町地区の開発区域全体に立地した場合の固定資産税を試算いたしますと、豊田町地区につきましては、年間約6,000万円から9,000万円の収入、一方、小池町地区につきましては、年間約9,000万円から1億3,000万円の収入が見込める試算となっております。

なお、この企業立地につきましては、税収以外に新たな雇用も創出される効果もございます。

いずれにいたしましても、この2つの地区の新たな工業用地を創出することにより、企業立地が可能になると考えてございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。確かにどういう企業が来られるかによって、金額的なものというのは変わってくるということは、これは重々理解はしておるんですけども、やっぱり一つの目安になると思うんですね。そういうところというのは、やっぱり市民の方には非常に伝わりやすいのかなということを思いますので、上手なインフォメーションをしていただきたいということ。

それから、市内にはさまざまな事業所があつて、今後、例えば拡張を考えているだとか、そういったことがあると思います。この近隣の市でも、結構、やっぱり企業誘致を一生懸命やられて、高浜の企業さんでも、どこどこから声がかかったよとかいう話も私も聞いたことがあるぐらいです。そういったところは、行政としては、できる限りその声を拾い集めて、どこの会社がどういうことを考えて、今後、どうしていきたいのかということ、そういったところをきちんとつかんでいかないと、タイムリーな形で、こういった企業誘致に結びついていけない、あるいは一番怖いのは、企業が流出することです。それが一番怖いと思います。特に沿岸部、高浜の場合は、海があるわけですから、そういったところに立地されているところなんていうのは、いろんなことを考えてみえます。ぜひ、そういったところは、きちんとアンテナ張って情報を収集していただきたいということを思いますので、ぜひともお願いをいたします。

お金はさっき言ったように、お金を絞っていくところ、お金を集めるところ、この両輪をしっかりと回していくということが、この高浜市が持続可能な自治体でい続けるために非常に重要なところだと思いますので、ぜひこのところ、しっかりと進めていただきたいと思います。

企業誘致の件で、一つ私が話しておきたいのは、今、二池町に進出がされようとしている、ミニポートピアの件があります。これは、何でここでちょっと話をしようかなと思ったのは、実は、不動産を所有している大家さんになられる方とお話をさせていただきましたところ、いろんな企業が貸してくれというお話が、そんな中で、周辺環境整備費みたいな形で利益に関係なく行



政にお金を落としてくれるという、そういうものがポトピアだということを知って、それを誘致したらどうだろうかという話もとの話だったということを知りました。ただ、それには地元の同意が要る。あるいは、議会が反対決議をしていないということ。それから、その後に市長が同意をするというところ、そういうハードルがあるんだということで伺ってきたところでありませぬ。

今回も、この定例会には賛成の請願や反対の請願・陳情、そういったものが出されております。高浜市議会としても、特別委員会を設置して、それを慎重に審査をしていこうということを思っておるといふところですが、仮にのお話で恐縮なんです、例えば、高浜市議会が反対の議決をしなかった場合に、市長が当然これ同意するかどうかということを考えるということになります。だから、我々の審査を見守った中で結論を出されるということはわかっておりますけれども、もし反対決議をされなかったときには、私は、現状ではまだ個人的な見解であるんですけれども、市長に向けて意見書を提出したいなということを思っております。例えば、未成年者のあるいは学生とか生徒の場所への入場の規制だとか、あるいは舟券の購入の規制の徹底、それから、周辺の防犯警備体制、あるいは交通安全、交通渋滞のそういったものをしっかりと交通渋滞の緩和とか、それから交通安全の確保、そういったものをきちんと設置者とか施行者とそういうことをきちんと守ってくださいねという協定書を結んでいただきたいという意見書を出したいなということを思っています。

特に言いたいのは、来場者に対するマナーの向上、こういったものもしっかり指導してほしいというようなこと、これなぜかという、市長も我々もそうですけれども、任期があるんですよ。任期があつて、かわればそれでもうおしまいという話ではないと思うんです。きちんと行政がしっかりと責任を持っていく、議会がしっかりと責任を持っていくということであるのであれば、そういったものを相手先としっかりと約束してください。約束して協定書を結んでもらうことによって、その協定書は残るわけです。こういったことを考えています。

企業誘致の観点から、ここのところもちょっとつけ加えさせていただきましたけれども、これは、なぜここで言ったかという、もう一個言うと、請願・陳情しか出ていないものですから、行政側に質疑をすることもありませんし、我々が意見は言いますけれども、こういうことをどう思うかなということを知るところもないわけです。そこでちょっと今のところをつけ加えさせていただきました。ぜひともここのところは、後で言いますけれども、今まで話してきたこと、それからもう1点、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転・建てかえについてお聞きしたいと思ひます。

それでは、次に、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転・建てかえについてお聞きしたいと思ひます。

これ、最新の情報で言いますと、平成30年度から始まる第7期の介護保険事業計画に向けて、

介護保険法の改正を柱とする地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、これがことし29年2月7日に国会に提出されております。今回の改正では、地域包括ケアシステムの深化——これをもっと深めていくということですね、と推進を図ることとされておりました、これは高浜の向けてきた方向と全然問題なく結んでおるわけですけれども、新たに、介護保険施設として、介護医療院というものが創設されるという大きな改正も盛り込まれておりました。

そこで、まず初めに、介護保険法の改正について少しお伺いしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 御質問のとおり、新たな介護保険施設として、介護医療院の創設が規定されています。この介護医療院というのは、日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れですとか、みとりやターミナルなどの機能と、あわせて生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設であります。

また、給付面の改正では、利用者負担の見直しや、第2号被保険者の保険料についての総報酬制の導入などが規定をされております。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 非常に難しいところかもしれませんが、簡単にいうと社会的入院というものを医療から介護のほうに振り向けていくという話だと思います。

この話をすると、じゃ、高浜分院をそういうふうにするのかというような話に聞こえてしまうといけないものですから、そうではないんですよ。要は、医療は医療でもっと特化していくと、それで、社会的入院ですから、例えば吸たんとか経管の栄養を利用されている方々は、今後、多分介護のほうにそれが振り向けられていって、医療費から切り離して介護保険のほうでやっていくようなイメージなのかなということ、私自身は今思っているわけですけれども、どちらにしても、高浜市が向けてきた地域包括ケアシステムのあり方というのは、当然、病床というものをどう使っていくかということに尽きると思うんです。今から病院を移転・新築をしていくわけですから、そのところにしっかりと結びつけていかなければならないというふうに考えております。

そういうことを踏まえて、高浜市が目指す医療と介護のあり方、これも何度も福祉部長とやりとりをしてきておりますけれども、今一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） これまでもいろいろ質問にお答えをさせていただいておりますが、今、高浜市に必要なものというのは、とりわけ退院後の生活の場となる家庭については、今後、高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯が増加し、患者を家族の力だけでは支え切れないケース、こういう

ケースも多くなってまいります。必要なリハビリや状態に応じた医療が身近に提供されるかどうかは患者さんの生活の質に大きくかかわってまいります。在宅生活をされてみえた方が、再び在宅に戻ってこられるような、循環する形で必要なときに必要なサービスを提供される場所が、地域の中に用意されていること、このことがとても重要であると考えております。

高浜分院の存在意義、果たす役割というのは、今後、より大きくなっていくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 高浜分院の病院像というものは、今、福祉部長が言われた中で、じゃ、どういう役割を持っていただくのかなというところを、しっかりとお伝えをしてそれをともに達成していただくような姿というのを一番望んでおります。

そういった部分でいうと、今後の医療の方向性、先ほど言った医療と介護のあり方、線が変わっていくということは、今後も考えられると思うんですけども、地域包括ケアの実現というところは、決して変わることがないということを思いますので、そのところが大事ではないかなということをおもっております。

それでは、具体的に豊田会との連携というところで考えますと、分院のあり方、これは市民説明会とか3月定例会の全員協議会でも報告をいただいたんですけども、移転新築後、その目指す姿というものの、これをどのように捉えてみえるのか、これをお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） このことにつきましては、議員の皆様は平成28年3月の全員協議会の中でお示しをさせていただいた内容、これに変更はありません。

高浜市における医療と介護の将来像というのは、2次医療圏の中で医療が完結し、加えて、在宅にスムーズに移行していくものです。

その中心が高浜分院であり、回復期と慢性期の病床を持ち、在宅復帰に向けた医療リハビリテーションを担う、加えて訪問看護ステーション機能強化や、重症度の高い患者さんやみとりにも応えていく、在宅生活を支えるための医療と介護のマネジメント機能や、介護サービス、そして、これまでも課題でありました肺炎等による急性期に至らない短期入院についても、当面は回復期病床の中で対応いただく、この実現を含め協議をしてまいります。

また、認知症の初期の集中支援ですとか、災害時における医療救護所の後方支援の実施についても、実施いただくことで協議を進めてまいります。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

何度も何度もこの件については福祉部長にお答えをしていただきまして、揺るぎない気持ちが十分伝わってまいりました。

それでは、前回の民営化のときも同じだったと思うんですけども、豊田会との具体的な形という、多分増床はされると、ベッド数はふえるということは理解しておりますけれども、今からの進捗において、覚書とか協定書だとかいう形になってくると思うんです。これに対して、この取り交わしというのがいつぐらいを予定で進めていっているのか、これも中身は議決事項ではありませんけれども、スケジュール、こういったところを今わかっている範囲でお聞かせをいただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 前回の高浜市立病院の民営化の際には、事前に覚書においてその骨格部分を協定した後、具体的な協定書を取り交わしております。

今回についても、先ほど申し上げました病院機能が確実に実現できるよう、覚書、協定書の順に進めていきたいと考えております。

また、施設整備につきましては、豊田会のほうは、移転に当たって増床を計画されておみえで、増床は高浜分院の既存病床に加え、本院と東分院の既存病床の中から配置転換を行うことにより、病床をプラスした形で施設整備を行うとお聞きしております。

また、この覚書、協定については、これから早急に協議をして進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 豊田会さんのほうは、理事会ですとかいろいろとあると思いますし、増床ということになれば、そのベッドのバランス、要は変更を県に届け出たりだとかいろいろなことが出てくるとは思いますけれども、基本的に覚書、協定書というのはいつごろ取り交わされるんですか。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今後のスケジュール関係ということになります。少し話をさせていただきますと、毎年2回開催をされております圏域の保健医療福祉推進会議という会議に、今回の移転に伴う病床の整備計画を提出する必要があるということでもあります。次の開催が本年9月に予定されておまして、その遅くとも2カ月前までには、先ほど申し上げた計画書を提出する必要があるということから、豊田会としては、5月下旬の市長が出席をします理事会で承認を得たいということのようでもあります。したがって、私どもといたしましては、議決事件ではございませんので、5月の臨時会のときに全員協議会をお開きいただきまして、恐らくこの時点では覚書という形で報告させていただき、御意見を頂戴することになるんだらうと。その後、建設工事の前には、協定書という形で締結して、その時点では予算議決もお願いしていくことになるんだらうと、かように考えております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 豊田会との連携と、私はあえて言いますけれども、前回の民営化のときは、はっきりいって面倒を見ていただいたというイメージだと思うんです。今回は、ともに病院をつくっていくというようなイメージで私は思っています。

ですから、このまちの目指すべき医療と介護の姿というのを、協定書の目的、ともにこの目的のためにやっていくんだと、目指す姿をその目的にどれだけうたいこめるのかというのがすごく大事ではないかなということも思っているんです。それをしっかりと示すことによって、その対価がこのお金なんですよってということが、これ、事の順番ですよ、ぜひそのところをしっかりと豊田会さんにも理解していただいて、高浜市とのパートナーシップでこの高浜あるいは近隣の住民の方々にどのような医療・介護を提供していくんだというところ、ぜひ地域で最後まで面倒を見るというイメージをつくる一翼を高浜市と豊田会がやっていくんだというところで、ぜひともそこをお願いしておきたいなと思います。

で、きょうの1問目のところですけども、要は何が言いたいかという、どこも長年にわたったパートナーシップを持ってやっていく相手先なんです。大和リースさんは20年じゃないですか。高浜小学校はもう今から数えれば20年です。実際、でき始めてから15年、18年の契約じゃないですか、PFIも。それから豊田会はさらに長きにわたっての関係かもしれません。それから、プールの件も、そこも民間とのそういう契約をもってやっていくわけです。これは単なる指定管理ではなくて、ともに市民サービスだとか高浜市をしっかりとつくっていかうねというパートナーシップだと私は思っています。手法が違うだけで、目的はそこにあると思うんです。だからこれをそろえさせていただいたんです。ぜひそのところを絶対に忘れないでいていただきたいと。

で、それをどのように進めていくのかというのが2番目の質問に移りますけれども、第6次高浜市総合計画の後期基本計画にそれを盛り込んでいかなきゃいけないんじゃないですかという話なんです。そういうものを盛り込んでいかないと、次の第7次の基本計画がこれまた10年の計画ですよ、総合計画は。今から考えたら14年の計画に盛り込んでいけるかどうか。それでも20年には足りないです。さっきも言いましたけれども、ここにいるほとんどの人がいないんですよ、そのときには。で、そういう部分で考えると、この後期基本計画の策定に当たっては、市民参画も当然必要だと思いますけれども、どういう体制とか手法で計画策定を進めていくのか、簡潔にお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 後期基本計画の策定に当たりましては、計画をつくり上げる段階から多くの市民の意見、提案を取り入れまして、みんなで考えみんなで行動する後期基本計画となるよう進めてまいりたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、その後期計画4年間のうちの後半の2年、この2年で第7次の

総合計画の策定の準備に入っていく、策定をしてしまわなければいけません。そこにどうつなげていきますか。そのところも少しお聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 第7次高浜市総合計画の策定におきましても、計画をつくり上げる段階から、大家族たかはまの一員としてまちづくりに参加いただく市民を1人でも多くふやし、高浜の未来を切り開いていく力をさらに高めていきたいというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 行政は、継続性です。これは、首長がかわろうとも議員がかわろうとも、職員がかわろうとも、これは継続し続けなければいけません。そんな中で、我々議員も、あるいは首長もかわったら計画も変わっていくんだということではいけないということで、自治基本条例の中には、総合計画を高浜市は策定するんだというふうにうたい込んであります。我々議会のほうは、基本計画を議決するというにしております。しっかりとその計画を推進していくということをそこで約束をしておるわけです。そこに例えば、今まではおつき合いが指定管理者というような形のところだったのが、今度は、さっき言ったように、長期にわたるパートナーシップをもっていく人たち、企業、そういったところとのつき合いを含めてやっていかなきゃいけない。すごく大事なことなんです。これは、強いリーダーシップとスピード感、これを腹に落とし、肝を据えた方がやっていただかなければならないというふうに思いますけれども、これに対して、誰がこれをやっていくんでしょうか。市長、お考えをお伺いします。

○副議長（浅岡保夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 大変熱の入った一般質問をしていただきまして、我々もまちの根幹にかかわるような御質問をいただいたと思っております。

今の御質問でございますが、私も就任以来、第6次総合計画、また自治基本条例、そして生涯学習基本構想、これは最初から高浜市の根っこをつくるということで進めてまいりました。これは文字でありまして、それを実際に実現していくためには、それを進めていく人たちが、それを先ほどおっしゃったように民間を含めて市民の方をまた議員の皆さんも含めて、進めていく人たちが1人でも一人称で、我がまちを、私たちのまちと、私ごとで考える方たちがふえていくことが必要だと思っております。

そういう意味で、私も時には現場に出向いてともに活動する中でこれを進めてまいりました。残り任期は、私、わずかとなりましたが、後期の基本計画を含めて次の高浜市のこういった基礎をつくってまいっておるわけでして、それを高浜市の将来像に向けて進めていくためには、ぜひともこれこそ皆さんの御支持をいただかなければ実現できないわけではありますが、私がこれは、私の思いを、また市民の思いをつなげるために、私が責任を持って進めていきたいというふうに考えております。

ぜひ皆さんの負託を得て、次の期に向けて、私も準備をしていきたいと思っておりますので、ぜひとも御支援をいただければというふうに思います。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

力強い思いというものが最も大事ではないかなということを思います。

まだまだここまで進めてきた吉岡市長の考え方、あるいは行政の方々の考え方、市民の方々一人一人の腹に完全に落ちたかという、そうじゃないと思います。その理由はどこにあるかというと、職員の方々にきちんと腹に落ちていないからだとは私は思っています。申しわけないけれども、そう思います。ぜひそのところにも力を入れて、しっかりと頑張ってやっていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩します。再開は11時20分。

午前11時11分休憩

---

午前11時20分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、小規模場外舟券売場（ミニボートピア）の設置について。一つ、子育て支援行政について。一つ、公共施設総合管理計画について。以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告してある3問について質問いたします。一つ目、ミニボートピアの建設計画について。

昨年の7月に碧海総合研究所より高浜市二池町町内会にボートピア設置同意の申し入れがなされました。8月末に二池町では説明会を開き、その後、設置反対の署名が二池町民の人口の半数以上集まったものの、町内会長はその署名を受け取らず、碧海総合研究所に送ったと言われました。その後、10月30日に臨時総会を実施し、建設同意の意思決定を図ろうとしたものの、同件に反対する地区役員の大数の前に冷却期間が必要、適正な判断を仰ぐとして、総会は延期しました。地元町内会は、1月9日に改めて臨時総会を開催し、投票の秘密が担保されないでたらめな投票によって、同意を賛成多数で議決しました。心ある人たちは、町内会の投票結果は納得できず、無効と判断しています。

さて、競艇はもともと刑法で禁止されている賭博及び富くじ販売の特例として認められている公営ギャンブルの一つですが、法務省の見解が示すように、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあるという内容

をはらんでいるものです。このことは、ギャンブル依存症をふやし、多重債務、失業、自殺、犯罪を誘発する問題が後を絶たないばかりか、青少年の健全育成への影響を懸念する声が多く親や教育関係者から上がっていることを見ても明らかです。

ましてや、高浜市にあっては、ギャンブル施設は市民憲章「きまりを守り、住みよい社会をつくれます」や、第6次総合計画の基本構想「目指すまちの姿」、土地利用では二池町は、近年戸建ての住宅がふえ、住居系ゾーンとしています。及び基本計画「みんなで目指すまちづくり指標」「安全・安心が実感できる地域づくり」、犯罪発生件数の減少、交通事故発生件数の減少の実現に反するものであり、寄与するものではありません。敗者をつくらなければ成り立たないギャンブルは、他人の不運を踏み台にするものであって、そこから得られる経済効果などを期待することは、不健全であり、邪道と言わなければなりません。ギャンブル依存症がもたらす職場内の生産性低下や、失業等経済的損失は、韓国では7兆7,000億円に上り、コストは経済損失の5倍だという数字も出ています。市はギャンブル施設のマイナスの部分をもどのように把握しているのでしょうか。見解を求めます。

二池町へのポートピア設置同意について、高浜市として反対されるよう求めます。

次、子育て支援行政について。

ことしも「保育園落ちた。日本死ね」で有名になったブログの文字がマスコミで問題視されています。保育園に入園希望の子供たちが、保育園から入園できませんと通知が来ているとのこと、総活躍と言いながら活躍できない、働かなければ生活できないのに、入園できない人たちが高浜ではどれぐらいいるのでしょうか。お答えください。

学童保育の待機児状況と、吉浜児童センターの見直しについて伺います。

吉浜学童に、第2吉浜学童を設置するということですが、今のままでも十分な広さがあるとは言えず、狭いと言わなければなりません。これまでも40人という定員で狭い環境で大丈夫かと心配したのですが、現在の面積で大丈夫でしょうか。吉浜学童以外で、場所はほかになかったのか、今後、狭いスペースで子供たちを保育していてトラブルが起きた場合はどうするのか、お答えください。

学童は、保育園等と違って、小学生を保育するところであり、一定の広さがあることは皆さん御存じのとおりです。ところが、40人の定員を決めたとき、これ以上の定員増は無理といわんばかりであったのが、今後、20人ふやすというのですから驚きです。また、最低基準は守られているのでしょうか、お答えください。

次に、仮称たかとりこども園土地測量業務が計上されています。高取保育園、幼稚園を1つにして、こども園にするための事業です。高取幼稚園も高取保育園も現在公立の幼稚園であり、保育園であります。ここが民間の運営になってしまうと、公立保育園は吉浜北部保育園のみになってしまうのですが、公立保育園は、今後、なくしていく予定なのでしょうか。



こども園にすると保育ニーズに対応した子育て環境が進むと目指す成果で書かれています。また、民間法人の運営により、保育サービスの充実が図られるとありますが、どのような面で充実が図られると考えるのでしょうか。さらに、高取幼稚園は約100人、高取保育園は約120人、合わせて200人以上の大きな規模のこども園ができるわけですが、このこども園は3種類の型が今ございますが、この方式のどのこども園を考えてみるのでしょうか。

さらに、保護者の説明会はどのようにして行う考えでしょうか。お答えください。

次に、高浜市公共施設総合管理計画について。

高浜小学校の整備事業について伺います。

先日、高浜市公共施設総合管理計画について、公共施設あり方検討特別委員会があり、公共施設推進プラン案等の説明がありました。しかし、資料は当日の朝に配られたもので、じっくり見る間もなく、以前配られた資料と比べることも思うようにできませんでした。以前にも、資料はもう少し早く配ってほしいと言っておきましたが、一向に改善が見られません。この点でのお答えをお願いします。

さて、高浜小学校での説明会は、先日の35分の説明会で終わりでしょうか。説明会は質問は受け付けないということであったと聞いていますが、保護者から、話はあったけれども、実際、どのようになるのか、プールの話もよくわからなかったと言われます。モデル事業だと市は常々言われますが、であるならば、モデル事業として市民に知らせる説明会はどのようにしていくのかお答えください。

設計内容を充実させる事業に1,500万円余り計上してありますが、これはどのような内容の費用なのでしょうか、お答え願います。

高浜小学校は、複合化と言いながら、37億の予定が52億に膨れ上がりました。図書館やいちごプラザを一緒に建てる予定を変更して、複合化に入れなかったことにしたにもかかわらず費用は膨れ上がりました。この時点で計画は破綻しているといってもよいと考えます。

以前、視察に行った埼玉の美南小学校では、土地を購入して建て、プールも屋上に設置した複合化の学校が28億できています。この美南小学校方式を取り入れれば、もっと費用は少なく済んだでしょう。お金がない、縮減と言いながら、建設にかかる費用は膨れ上がっています。また、高浜小学校整備事業は複合化し、PFI方式で建設となっています。仮契約書の案では、支払いは平成31年は23億1,120万円、平成32年は13億680万円、平成33年は5,400万円の予定を見ても、均等払いではありません。PFI方式の理由は支払いが均等払いができると説明してきたものの、実態は3分割で支払うようになっているのは、市民にうその説明で巨額事業を推進するもので許されません。この内容についてお答えください。

勤労青少年ホーム活用事業について。

市民から青少年ホームの説明会があるようだとの連絡で、部長に尋ねたとき、平成27年に決ま

った計画で、それ以外は何も変更はないと電話でしたが話されました。しかし、その後、利用者説明会開催のお知らせが2月8日、12日にあることを知り、知り合いに連絡すると、「えーっ、仲間に話してみよう」と言われました。部長が、利用者説明会があることも言わずに済ませようとしたのです。利用者のみ説明会では不十分です。地元である論地町の方たちにも話はなく、説明会は広報にも載っていませんでした。ここは論地町、二池町の四、五丁目の投票所にもなっています。避難所にも指定されています。

青少年ホーム閉館は、高浜小学校のプールが取り壊しになるということで、高浜小学校の保護者にもかかわってくることはないですか。また、南中はテニス部がテニスコートを利用しているのではないですか。南中の生徒さんにはどのように知らせるのでしょうか。広く市民に知らせるべきであるし、何よりも登録し、常に利用しているグループでも知らないままのグループがあるのではと考えますが、全てのグループに周知したのでしょうか。30ぐらいの団体が利用していると聞いていますが、その団体にはどこへ移動・移転してもらおうつもりなのか、お答えください。

利用しているグループに説明会の案内も届けず、来た方のみ知らせて、それでおしまいというのでは、市が行っている事業として余りにも不十分だと考えます。お答えをお願いします。

以前の説明では、青少年ホーム跡地活用として、テニス場はそのままにしておくという話だったのが、この間、テニス場も含めて跡地活用となっていると思いますが、その点、お答えをお願いします。

機能移転を進めるとしてはありますが、青少年ホームは「バコハ」として、今の音楽などでもできる機能を備えつけましたが、その機能はどこへ持っていくのかお答えください。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） 内藤議員、質問は終わりですか。

○12番（内藤とし子） はい。

○副議長（浅岡保夫） 答弁を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、内藤議員の1問目、小規模場外舟券売場（ミニポートピア）の設置について、お答えをいたします。

小規模場外舟券売場（ミニポートピア）の設置計画がされています二池町四丁目地内、これは都市計画法に基づく用途地域では、準工業地域というふうになっております。同法の第9条では、準工業地域は「主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域」というふうに定義をされております。これを言いかえれば、住宅や商店など多様な建物が建てられる用途地域ということで、土地利用の選択肢が多い用途となっております。

具体的に項目を申し上げますと、住宅、共同住宅、店舗、事務所、ボーリング場・スケート

場・ゴルフ練習場・カラオケボックス・パチンコ屋・麻雀屋、料理店、キャバレー、ホテル・旅館等々の建築が可能な地域ということでございます。

御質問の小規模場外舟券売場予定地の二池町四丁目地内は、先ほどもおっしゃられたように、第6次高浜市総合計画の土地利用構想では、住居系の位置づけがされております。現状の土地利用は住工混在の既成市街地として、点在をします既存工場、事業所の事務所等もあります。既存の環境との調和を考えながら、建築物の用途制限から将来を見据えた住居系ゾーンへの純化を考えた場合、現行の住居系の用途が7用途ございますので、その中で、既存企業の土地利用の一環で計画される小規模場外舟券売場の設置が、将来の土地利用構想の実現に大きく影響を与えるものではないというふうに考えております。

次に、先ほど御質問の中で、町内会のこれまでの進め方、二池町地区の住民が建設に反対をしているのに、町内会の臨時総会が開催され、その上、議決方法に不正が疑われるというような御質問でございましたが、議員も御承知のとおり、町内会は住民同士の自由な意志によって結成される組織で任意団体でございます。任意の団体ですので、法律などで定められた運営方法や活動内容があるわけではございません。各町内会組織によって会則が定められ、入退会の意志、活動、運営等が行われています。

したがいまして、ただいま申し上げましたとおり、地元町内会の運営等の手法に対して、行政として御意見を申し上げることは、この場では差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、こういったギャンブルに対する考え方ということでの御質問をいただきましたが、これは議員も御承知のとおり、国が定めておりますモーターボート競争法に基づく公営ギャンブルであるということでございます。

それから、先ほど13番議員のお話にもございましたが、今回、本定例会には、小規模場外舟券売場の建設に対する賛否の請願、または陳情が提出をされております。特別委員会が設置され、そこで討議がされるということでございますが、現段階において、その既存企業さん、先ほども出ておりますが、土地利用に関する計画について、意見を具体的に述べることは差し控えたいと思っております。

例えば、先ほどおっしゃったように、議会の中で反対の決議がされないということに、仮になった場合も、先ほど議員がおっしゃいましたように、地元の青少年の問題、それから交通安全対策、先ほどおっしゃったような防犯対策、そういったものに、当然我々も行政として、しっかり施行者のほうから御説明をいただいて、その中できちんと議論をして判断をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、内藤とし子議員の2問目、子育て支援行政について

お答えいたします。

まず（１）保育園・幼稚園の待機児の現状についてお答えします。

まず、平成28年度の保育園の入園状況でございますが、平成28年4月1日現在、保育園と認定こども園の保育所機能を合わせた全体の定員1,120名に対し、定員を弾力的に運用し、受け入れ枠を1,208名としておりますが、実際には1,144名を受け入れており、弾力定員に対する入園率は94.7%でありました。

また、保育園等とは別に家庭的保育で13名を受け入れております。

以上を含め、国の定義により算定した待機児童は、1才児で4名という状況でありました。

平成28年10月1日現在では、保育園等で1,168名、家庭的保育で25名を受け入れをしており、受け入れ児童数が36名増となっておりますが、待機児童としては0・1・2才児で35名と増加しているのが現状です。

一方、公立幼稚園の入園状況であります。4園の定員合計800名に対し、4月8日現在の総園児数は442名で55.3%の入園率となっており、園によっては、クラス数を減らして運営をしている状況であります。

また、平成28年10月1日現在では、総園児数459名と、全体で17名増となっておりますが、入園率は57.4%と総園児数が定員の6割を下回る現状は変わりありません。

なお、平成29年度の申し込み状況については、現在、4月からのスタートに向けて整理をしている途中でございますので、答弁は控えさせていただきます。

次に、（２）学童保育の待機状況と吉浜児童センターの見直しについてお答えします。

児童クラブについては、定員をおおむね30名としてまいりましたが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、1支援単位当たりの定員をおおむね40名に拡大したところでもあります。

小学校の校庭を活用した放課後居場所事業、平成27年4月から開始した児童センター等におけるセンターキッズ事業、児童センターの一般利用なども御活用いただくとともに、学区によっては、ふれあいプラザの利用などもあり、小学生の放課後の居場所の選択肢は少しずつ拡大されております。

平成28年度の児童クラブの定員でございますが、各小学校区の定員はまちまちとなっており、高浜小学校区は、中央児童クラブ40名。吉浜小学校区は、吉浜児童クラブ40名。高取小学校区は、高取児童クラブ36名と楽習館児童クラブ36名の計72名。港小学校区は、東海児童クラブ40名。翼小学校区は、翼児童クラブ46名と、ひこうきぐも児童クラブ40名の計86名。以上の合計は278名でございます。このうち、学区をまたいだ利用をしているのが、翼小学校区のひこうきぐも児童クラブですが、翼小学校区と吉浜小学校区の両方の児童が利用しております。

それぞれのクラブの運営状況により、基準の範囲内で弾力的に運用し、できる限り受け入れを

しているところでありますが、その一方で、児童クラブを利用する児童の中には、毎日利用しない児童もあり、利用実績といたしましては、おおむね利用定員内でおさまっている状況でございます。

平成28年4月の受け入れ状況といたしましては、弾力運用等も含め、全体で320名の受け入れをしております。待機児童は吉浜小学校区、翼小学校区を中心に26名という状況でありました。

一方、保護者の皆さんが心配される夏休みには、夏季一時入会も含め、児童クラブで334名を受け入れており、夏季一時入会とセンターキッズの利用を合わせることにより、待機児童が発生することなく受け入れができたところであります。

夏休み明けの状況といたしましては、9月に吉浜小学校区、翼小学校区で12名の待機がありましたが、10月以降はゼロとなっており、例年の傾向ではあります。秋以降に概ね待機がなくなる状況に変わりないのが現状です。

小学生の放課後の居場所については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う、児童クラブの定員の見直しや、児童の受け入れ年齢の拡大なども踏まえ、放課後居場所事業や拡充してきたセンターキッズ事業などの児童センター事業を含め、引き続き検討をまいりました。

今年度も吉浜小学校区と翼小学校区では、待機児童が夏休み明けまで残っていることから、吉浜小学校区内での実施場所や実施方法を検討した結果、施設の面積や人員配置など、「高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準の範囲内での実施が可能なことから、吉浜児童センターを運営する社会福祉法人知多学園とも協議をし、吉浜児童センター内に吉浜第2児童クラブを設置する方法で、おおむね20人の定員枠の拡大を図ることといたしました。

具体的には、児童センター内の集会室を簡易に区切り、吉浜第2児童クラブのスペースを確保いたします。あわせて、ロッカーなど、児童の生活に必要な備品を整えてまいります。

吉浜第2児童クラブに係る予算といたしましては、吉浜第2児童クラブ分として、児童クラブ業務委託料を383万3,000円増額して計上いたしております。主には、吉浜第2児童クラブを担当する職員の人件費や、今回整備する利用児童の備品等を予定しておりますが、これは、事業費から利用料等の収入を差し引いた金額となっております。

次に、職員の配置でございますが、児童クラブの職員配置については、「高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第10条第1項では、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

第2項では、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する補助員をもってこれにかえることができる旨を規定しております。

また、第5項では、放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に

当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者、または補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないとして規定していることから、第2児童クラブにも支援員を1名以上配置していただくこととなります。

なお、平成29年度の申し込み状況につきましては、1月7日に入会説明会を実施し、現在、4月からのスタートに向けて整理をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、(3) (仮称) たかとりこども園建設についてお答えします。

高取幼稚園・高取保育園の民営化及び認定こども園化については、2月9日の公共施設あり方検討特別委員会において、高浜市立高取幼稚園・高取保育園の民営化及び認定こども園化の実施方針(案)の概要について御報告をさせていただいたところでございます。

御説明いたしましたとおり、昭和48年建築の高取幼稚園と昭和53年建築の高取保育園の老朽化に対応するため、平成27年3月に策定いたしました「高浜市子ども・子育て支援事業計画」での計画年次からは1年おくれることとなりますが、平成31年度を目標として、幼保連携型認定こども園化を予定しており、このタイミングで運営を民間にお任せするため、今後、事業者の募集をまいります。

議員も御承知のとおり、本市では、平成10年4月に高浜南部保育園を公設民営化し、運営を社会福祉法人高浜市社会福祉協議会に委託しておりますが、以降、順次、民間に運営をお任せしてまいりました。現在では、当時6園あった公立保育園のうち4園を民営化してきております。これまでの民営化で市にかわって運営している法人は2法人で、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会には高浜南部保育園、中央保育園を、社会福祉法人知多学園には吉浜保育園、よしいけ保育園を運営していただいております。

その他の民間園の状況といたしましては、平成19年度に社会福祉法人清心会が認定こども園翼幼保園を、平成21年度に学校法人昇龍学園がひかりこども園を、平成26年度には、社会福祉法人そらかぜが高浜あおぞら保育園を、また、株式会社吉浜人形が吉浜さんさん保育園を民間園として新設し、引き続き運営されております。

以上のように、市内では、民間での保育所等の運営実績が積み重ねられております。保護者の皆さんも、民間での保育所運営は、定着していると実感しておりますし、特に、市内での運営実績がある法人ならば、より安心してお任せできるものと考えておりますことから、今回の民営化に当たっても、前回の吉浜保育園、中央保育園の民営化の考え方を踏襲し、市内である程度の運営実績のある法人にお任せしたいと考えております。

また、市内の認定こども園の状況であります。議員も御承知のとおり、子ども・子育て支援新制度に基づく、幼保連携型認定こども園としては、社会福祉法人清心会が運営する認定こども園翼幼保園の1園となっております。翼幼保園は、平成19年度に開園しておりますが、旧制度で

は、保育所型の認定こども園としてスタートしております。保育所機能で89名、幼稚園機能で45名、計134名の定員に対し、平成28年4月の園児数は142名でありました。

なお、旧制度の幼保連携型認定こども園でありました認定こども園ひかりについては、平成27年4月から認定こども園ではなくなり、現在は、私立幼稚園の高浜ひかり幼稚園と私立保育所のひかりこども園に分かれて運営をされております。高浜ひかり幼稚園は、定員150名に対し、平成28年4月の園児数225名、ひかりこども園は、定員110名に対し、園児数104名でございました。

さきに御説明いたしましたとおり、保育園の利用希望が増加する一方で、公立幼稚園の利用が減少している状況が続いておりますことを踏まえ、今回は、民営化とあわせて、認定こども園化をしていくものでございます。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 内藤とし子議員の3問目、3. 公共施設総合管理計画について、（1）高浜小学校等整備事業について、（2）勤労青少年ホーム跡地活用事業について、6点御質問いただいたと思いますので、順次お答えを申し上げます。

初めに、1点目でございますが、公共施設総合管理計画、長期財政計画及び推進プランが2月9日の公共施設あり方検討特別委員会の当日に配付をされた。もう少し早く資料をお出しすることができなかったのかという御質問でございますけれども、1年前を振り返りますと、平成28年度の当初予算編成におきまして、公共施設の総合管理計画と長期財政計画を、当初3月にお示しをするということでお答えしましたところ、議会のほうから、予算審議に先立ちまして、ざっとでいいから予算審議前に示してもらえないだろうか、こういった御要望がございました。そうした中で、何とか間に合わせるということでお出しをさせていただきました。今年度におきましても、この時期は、当初予算編成の大変最後の詰めの佳境の時期でございます。そのことで、業務が集中している中で、何とか最大限努力をしてお示しをさせていただきましたのが当日になってしまったということで、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目でございますけれども、1月21日に高浜小学校で保護者の方に説明会を開催させていただきました。これだけで終わりなのか、市民に知らせるその他の説明の機会はあるかという御質問であったと思っております。このことは、先ほどの13番議員の一般質問にお答えをさせていただきましたとおりでございますが、高浜小学校等整備事業につきましては、高浜小学校の建てかえが大きな要素を占めておりますので、通学しているお子さんを持つ保護者の皆様が最も関心をお持ちであると考えております。そうしたことから、保護者の皆様には、1月21日にプールの件、工事中の安全確保や学校行事等への影響について、契約前という制約がありましたので、その概要ということで御説明をさせていただきました。契約後であれば、より具体的な説明ができますので、学校側とも調整をして、改めて説明の機会を設けていく予定でございます。

保護者以外の皆様には、希望される方の御都合にあわせて説明に伺うトーク&トークといった

制度を活用いただき、説明を行ってまいります予定でございます。

次に、3点目の御質問は、平成29年度当初予算にモニタリング費用として1,500万円が計上されているが、その内容はということでございますが、このことにつきましては、2月17日の議案説明会におきましても、教育委員会より御説明をさせていただいたところでございます。契約議案を御議決いただきました後には、設計業務に入っております。また、12月の冬休みごろから建設に入っております。そうしたスケジュールの中で、事業者との協議に係ります市側のサポートをするための委託業務をコンサルタント会社に委託をするものでございます。

PFI事業におきましては、長期間の安定した事業推進を図っていく必要がございます。その入り口となります設計及び施設整備は大変重要な内容となっております。そうしたことから、市がしっかりと監視業務、モニタリングを行うことが重要になってまいります。

具体的なモニタリングの実施は、市のノウハウが蓄積されるような初期の段階ではコンサルタントによる市側の支援業務を予定しているところでございまして、こうした通常的な業務でない、しかしながら大きな業務ということになりますと、やはり市側の質的支援でありますとか、人員配置におきます職員の量的支援でありますとか、こういった必要性から当初予算に計上をさせていただいたところであります。

次に、4点目の御質問であります。当初、複合化すれば37億円だったものが52億円になったと、いろいろ金額が変わっている、計画自体が破綻しているのではないかという御質問でございました。平成27年11月に高浜小学校区で住民説明会を開催させていただきました。そのときにお示しをいたしましたのは、複合化による財政効果の資料というものでございましたが、これは、公共施設の問題に取り組んでいく上で、どれぐらいの金額がかかるのか、財政効果を示すために引用した金額でございます。単独の建設費、複合化の建設費とありますのは、現行面積に総務省単価を掛けた大体の金額でございました。したがって、新しい小学校の設計に基づく設計金額ではないことは、これまでもお答えしてきたとおりでございます。美南小学校の例を出されまして、単独で建てたらこれぐらいでできるという御質問でございましたけれども、美南小学校の例は、議員報告会も、私、拝聴させていただきましたけれども、そもそも新設の小学校であって、また、ある小学校を建てたものと、同じ規格の小学校を建てるということで、設計自体もほぼ同じものが使えたと、また、材料といいますか、そういった規格についても、同じもの、型枠といいますか、が使えたということで、そうしたことで安価に建設できた事例でございますので、現行、建物の中で授業を行いながら行っていくものとはその状況が違いますので、一概に美南小学校との比較というものはできないというふうに考えております。

続きまして、5点目の御質問でございます。

複合化の財政効果、平準化が図られていないのではないかという御質問でございました。

本事業をPFI事業で実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用することで、財政



支出の平準化ができることは、これまでも御説明してきたとおりでございます。

そうした中で、入札説明書では、平成31年3月、平成32年9月及び平成33年3月に一時支払金の支払いが発生することになっておりまして、そのことを指しての御質問と思慮いたしますが、当該一時支払金の財源は、国庫補助金、地方債といった特定財源のほか、基金取り崩し金等の一般財源をもって充てることは、昨年7月13日及び本年2月9日の公共施設あり方検討特別委員会でも御説明したとおりでございます。

御存じのとおり、国庫補助金、地方債につきましては基準がございますので、施設整備費の全額を国庫補助金や地方債で賄うことはできません。施設整備費の一部につきましては、基金の取り崩し金等により費用を賄うことになります。

従来型の公共事業では、国庫補助金や地方債で賄えない施設整備費、一般財源による一括支払金につきましては、主に基金の取り崩し等によって賄う必要があるわけでございますが、PFI事業ではこの部分について、民間資金の活用が可能となりますので、一般財源、一括支払金を極小化でき、財政支出の平準化が期待できることにつきましては、御理解をいただけるものと考えております。

次に、6点目の御質問でございます。

南テニスコートの利用についてでございますが、南テニスコートにつきましては、平成28年1月27日開催の公共施設あり方検討特別委員会の資料において、公的資産の跡地活用として、勤労青少年ホームを機能移転することに伴い、南テニスコートを含めた跡地活用について検討する、テニスコートを含めて一団の敷地を活かし、民間活力を導入して、スポーツ施設を有する民間施設を整備する旨、お答えさせていただいたとおりでございます。

また、スケジュールとして、平成29年度に跡地活用提案の募集と勤労青少年ホームの解体を挙げております。

公共施設総合管理計画及び公共施設推進プランに基づいて、跡地活用事業を着実に推進していくため、南テニスコートにつきましても、勤労青少年ホームと同様、平成29年度中の廃止を予定いたしておりますが、具体的な時期につきましては、今後見定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 1問目のミニポートピアの問題です。

先日、2月3日に市民の方と市長が会われたと思うんですが、市長はこの投票のことを指して、やり方としてまずいねと言われたそうです。このような不正を市長が容認するのかどうか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 臨時総会におきまして、町内会が自分たちで決められたルールで審

議されたというふうで理解しております。ですので、市が町内会の意思決定に関与することは自主自立で運営を行う町内会の活動や意思決定を阻害することになるため、審議方法などについて、指導及び事実確認は行っておりません。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 高浜市の市長として、新聞の報道にもこのようにされました。皆さん御存じだと思います。それから、当日の投票の結果といいますか、内容は、DVDがあちこち市長も議長も渡してありますので、見られたと思っています。そういう中で、市長がこの不正のあった内容、意見が言えないということは、今後、議会が反対するかしないか、また、市長が反対するかしないかでこの建設が決まってくるわけですから、意見が言えないということはおかしいと思うんですが、その点で不正でないと言うなら、どこをとって不正でないと言うのかお示しをいただきたいと思うんですが、こういうギャンブル施設については、警察庁の統計でも、2015年との比較で2016年はギャンブル依存に起因する犯罪が大幅にふえていると、警察庁の犯罪統計では、従来、ギャンブルを動機とするものを、遊ぶ金欲しさに分類してきたんですが、ギャンブル依存症に社会的関心が高まる中、2015年からは動機の分類にパチンコ依存とギャンブル依存を加えて警察庁が遊戯として管理下に置くパチンコや競馬・競輪・競艇などのギャンブルと区分していることに意味はなく、その合計をギャンブル依存に起因する犯罪数と見ることができると、このように警察庁でも言っています。このような数字があることから、ギャンブル施設は高浜には必要ないと思いますが、この点でお答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 2点お尋ねをいただいたと思います。

1点目が、町内会がいわゆる臨時総会で決議をされて結果を出されておるわけですが、それが不正ではないかと、不正が疑われるということですが、先ほど、私、お答えをしましたとおり、その内容が不正であるかどうかという話は、町内会の会則の中できちんとお決めになって、そこで決議をとられたというふうに理解をしておりますので、高浜市のほうがそのやり方に対して異論を唱えることはない。仮に、そういうことであれば、このルールにのっとって、順次、最終的には、まずは先ほども私、お話をしましたが、請願と陳情が出ておりますので、その部分について当議会が御判断をされるわけです。それが反対をしないとなったと、それから市もそこを賛成をするというか、同意を市長がするという事になった後は、初めて申請がきちんと国土交通省のほうに、これが国土交通省が所管でございますので、出される話になります。そこできちんと国土交通省もいわゆる地域の同意の捉え方が本当に不正であったかどうかという話は、そこでも判断はされる話でございますので、市がどうこうそこで言うつもりはないということをお理解いただきたいと思います。

それから、もう1点、ギャンブル施設ということをおっしゃっております。まあ、今お

話しの中では依存症というふうに出ました。これはおっしゃるように社会的な問題で、アルコール依存症だとか、薬物依存症、そして今おっしゃったようなパチンコだとかギャンブルというのは言われておりますが、施設ができたことによって、そこですぐそういったものが発生するかどうかというのは非常に因果関係、いろいろ私も各種のものを見ておりますが、そういったことは、具体的にこれだからこうだというような因果関係を特定しているものはございませんので、そういった部分では、当地区にそういうものができたから、そこが市内の割合を高めたどうのこうのという話は非常に判断という部分では難しい部分だと思います。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 町内会の決まりだと言っていますが、推進派のといいますが、進める側の町内会の役員が、町内会費を使っているいろんな取り組みとか、いろんな作業を行っているわけです。そういう点からしてもおかしいし、それから、本当に公平性、町内会で投票のやり方を全て決めてあるわけではなくて、ある役員さんが初めてのことから、初めてのことからと、何度も反対する方たちに言われたそうですけれども、初めてのことから、一般的な常識でいう投票からいっても、おかしいやり方がまかり通っていくということは、高浜では本当にそういう町内会のやり方が全体に通っていつてしまうのかということにもなりますし、それから、特に、投票のときには、賛成の方たちと反対の方たちといいますが、期日前投票で先に投票してある部分について、賛成の方と反対の方がクリップでとめてあったということがあるんです。ほかにもいろいろ問題はありますけれども、そういうような状態で、誰が見ても、これは先に賛成か反対か見たわけですから、それで、当日参加した人たちがまた投票するという状態がきちんとDVDにのっているんです。それからいっても、こんな投票状況は、本当にきちんとした投票だとは思えませんので、その点でDVDも渡してあることですし、その点で、ぜひ市長の意見をお聞きしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、反対派の方の中心とした御意見ということで、お伺いをしましたが、一つ申し上げておきます。特別委員会が開催されます。その中で、委員の皆様方が、これから協議をする内容でございますので、市長がその前に予断を持たせるような発言は、これは一切できませんので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議会の結果を見て、市長が結果というか、賛成か反対かを決めるということではなくて、市長が先に態度を決めても、別に問題はないわけですから、その点で特別委員会任せにするのではなく、一般質問として聞いているんですから、ここで返事をしていただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 先ほども私の一番初めの御答弁の中で申し上げましたが、仮に、議会のほうが反対をしないという結果になった場合においても、先ほど、議員がおっしゃられました、るるいろんな問題点があるんだ、心配なんだという部分については、施行業者である会社を呼ぶなりして、きちんと行政として、これが本当に正しい判断かということを、我々、責任ございますので、先ほど、13番議員の一般質問の中にもございました。意見書を出したいんだよということをおっしゃっておられます。そういった部分で、きちんとそこを判断をしながら決めていくというふうにお答えをしてありますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 皆さんの御意見に予断を与えるようなお話はできませんので、そのことではなくて、内藤議員に誤解がありますので、その点だけお話をしておきたいと思います。

私は、町内会の議決方法について問題があると言った覚えはございません。ただし、町内会で回覧された資料は、私ども承知していないので、これは好ましくないねと、それは申し上げました。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 地域の同意を得るとずっと言われていますが、班長以上の役員で、今後何十年も影響が出ることを決めてしまう方法では問題が残ると思います。町内会運営についても、市として民主的な運営方法を行うよう、指導する考えはないのかどうか。

それと、議決行使書を投票日に行けない人は町内会長に届けるようにという話でしたが、ポトピア設置を賛成と目される班長さんたちは1週間早く手渡しで渡っていたと、前もって提出していた、当日参加していたけれども、前もって提出していた理事さんも当日出席していたというように、本当にでたらめの投票というか、一般常識の人たちがそれを見れば、本当にこれはおかしいということを感じるわけですが、そんな投票をやってきたことについて、市長が賛成とも反対とも言えないということは、容認するとも言えるわけですが、本当に一自治体の市長がそこではっきりした意見が出せないということは大きな問題だと思います。

先に、たかとりこども園の建設についてですが、たかとりこども園の測量というのは、今現在の高取保育園の敷地の測量ですよね。そこについては、測量というか、はかっていなかったということなんでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 今回の29年度当初予算で、土地測量費として計上させていただいております内容につきましては、現在の園舎が園として使っております敷地、これに合わせて、隣に駐車場として使っております2筆の土地、合わせて5筆、この筆を対象として考えておりますので、この5筆を改めて敷地を確定させて、建設の準備に入るというような形で測量をするこ

ととしております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほど、3番の公共施設の問題で、金額が変更してきたけれどもということで、総務省単価でやっていたとかいろいろ説明されましたが、これについて金額が変更されてきたことについて、市民にきちんとした説明会はなかったわけですが、この点についてどのように考えてみえるのかお示してください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市民への説明がなかったということでございますけれども、今回、提案を求めてきております。これは28年6月議会でもお答えしておりますが、具体的な面積が確定しますが、実施設計が済んでからになります。今回、提案をいただいておりますのは、その提案面積ということになります。どれぐらいの面積として市が想定しているのかということをお示しをしますと、これは参考数値になってしまうということで、面積がお示しできないために、どれぐらいの財政効果があるかということもお示しができませんでした。ただ、具体的に設計が固まってまいりましたら、面積比較というものができますので、このことは御説明ができます。

それと、37億円と53億円の違いでございますけれども、これも12番議員から一般質問等をいただきまして、37億円は教職員、PTA、利用者団体等のワークショップでの一つのアイデアの金額である。53億円は、長期財政計画を示してほしいという議会からの御要望の中で、まだまだ変わる流動的な数字であることをお断りした上で、お答えをいたしております。この53億円の中には、18年間の維持管理費でありますとか、予防保全費も合わせて、器具・什器費なども含んだ金額でありますので、単純に高浜小学校の総務省単価を用いた仮定の26億円との比較は、比較対象が異なりますので、これはすることができません。

そういったことで、複合化自体が破綻しているのではないかという御指摘をいただきましたが、私どもとしてはそのようには考えておりません。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今、破綻してはいないというお話がありましたが、図書館やいちごプラザを入れても37億円と言っていたのが53億円になり、要するに、お金の浪費だと思うんです。複合化、複合化と言いながら、公民館はなくすと、総量圧縮と言いながら、そういうふうでお金がどんどんふえていく。それがやっぱり住民投票の問題に発展した大きな問題だと思うんです。破綻していないというなら、開票してみると本当によくわかると思うんです。

それと、先ほどお答えがありませんでしたので、もう一度、1問目に戻って、町内会が行った投票が要するに、新聞でも不正があったのではないかと書かれてあるんですが、この投票、市長は特別委員会で審査に任せて決めるというお話ですが、一般質問のこの段階では出せない、容認していくんだというお考えでよろしいのでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 何度も申し上げておるんですけれども、そういうことではなくて、今、答えを出すということじゃなくて、きちんと議会の御意見も尊重をしながら、その後は、きちんと施行者である業者を呼んで、その上で行政として判断をしたいというふうに御説明を申し上げております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 業者を呼んでと言われますが、業者というのは、やはりなかなか悪いことについては、マイナスな面については言いませんし、それから、先ほど、私、聞き落とししましたが、マイナスの要するにギャンブル施設ができたときのマイナスの面ではどのように考えてみえるのかという点が一つ落ちていました。ぜひお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） マイナスというふうにおっしゃいますけれども、プラスの面もあると思っております。マイナスというのは、先ほど議員のほうで御質問された中で、いわゆる防犯対策であるとか、青少年の問題、そして交通渋滞等の安全対策というふうに挙げられましたけれども、それと相反する部分では、非常にその部分によっては地域も活性化、それから、例えばその施設の事業者が社会貢献的に地域の中のいろんな部分の受け皿になり得るとか、そういったこともありますので、企業というふうに捉えれば、今、おっしゃるように、マイナス、マイナスという部分だけではないというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 要は、内藤議員は反対の立場で今、私どもに質問をされております。これで賛成の方の御意見というのものもあるんですよ。要は、そのところを特別委員会の中でやっていただくところを、市長は当然います、私もいます。そういうことであります。一番、市長は今の時点でどう考えているんだ。これ、仕組みとして、地域、議会、市長という3段階があるんですよ。この場で市長が反対だからという話になれば、委員会としての議決とか、承認なんて関係ないですよ。それこそ議会軽視という話になるんじゃないですか。そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議会軽視だと言われましたが、市長がこれまで、私がずっと質問をしてきた中でも、市長は後でわかったことですが、聞いているにもかかわらず、この問題については答弁を差し控えさせていただくというような、答弁がずっと続きました。そういうことを考えても、やはりここで1自治体の市長として、一定の答弁といいますか、お答えをお願いしたいと思います。

それで、よその市では、やっぱりボートピアの話があったそうですが、やはり市長がこういう

ことについてはやめなさいという話があって、町内会も手を出さないということが決まったというような話も聞いています。ぜひ、そういう点では、本当に高浜市には、高浜はパチンコも多く、この上ギャンブル施設ができては、本当にギャンブルのまちになってしまいますので、ぜひ容認せずに、いい答弁をお願いしたいと思っています。

○副議長（浅岡保夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 何度も申し上げておりますけれども、我々の組織と、それから町内会、また議会とこれは独立した組織なんです。それぞれの意見に私が口を挟むようなそういう事案ではないというふうに思っています。

まず、そのお話を聞いた上で、しかるべき後には、必ず判断をするときが来ると思います。もちろん議会で反対になれば、私の判断なしに、この話は終わります。そういった意味では、町内会の方にも自由な意見を述べていただくような場面をつくるためにも、反対、賛成、両方ありますので、意見を言わないでおくことが、私としては重要ではないかなというふうに思っております。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩します。再開は13時30分。

午後0時30分休憩

---

午後1時30分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、福祉行政について。一つ、災害時の避難所運営について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、お許しをいただきましたので、通告の順に質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、福祉行政について。

代読・代筆支援の推進についてお尋ねをいたします。

近年、高齢化の進展に伴い、視覚障がい者のみならず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられています。日常生活を送る上で、読むことと、自己の意思を表すための書くことは、必要不可欠の行為といえます。

しかし、視覚障がい者や視力が低下した人や高齢者などには、これが十分に保障されているとは言えない状況にあります。こういった読み書きに支障がある人への支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題となります。

そこで必要となるのが、目の不自由な人を対象とした代読・代筆などの読み書き支援の充実です。例えば、金融機関や自治体の役所から送られてくる通知など、社会生活を送るために必要な

書類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人は少なくありません。また、東日本大震災や熊本地震では、多くの被災者が避難所生活を送る中で、避難所などに掲示された各種お知らせ等がみずから読めず、周囲に読んでくれる人もいなかったため、必要な救援物資を受け取れなかった高齢者や障がい者がいたとの指摘もあります。

あらゆる物事に関する情報化の流れが進展した今日において、情報を正確に得て発信することは、極めて重要なことと言えます。これまで、NPOなどを中心に目の不自由な人への代読・代筆支援を訴えるなど、読み書き支援に関する取り組みが進められてきております。

既に、平成23年4月には、東京、品川区で策定されました区の地域福祉計画に、読み書き代行サービスが盛り込まれ、区内で実施されております。県内では、小牧市や春日井市が実施するなど、全国に広がりを見せております。国レベルでは、改正障害者基本法に、読み書き支援サービスを行う人の養成・派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、平成25年4月に施行されました障害者総合支援法の実施要綱に自治体が行う支援の一つとして、代読や代筆が明記されました。

今後、さらに高齢化が進む中、読み書きが困難な方への支援の必要性が高まるのではと考えます。そこで、プライバシーを確保できる専門の支援員の養成に取り組むなど、代読・代筆支援を必要とする人のニーズに応じていつでも受けられる仕組みづくりを推進していただきたいと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、災害時の避難所運営につきまして質問をさせていただきます。

昨年の台風、大雨災害は、各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧・復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されております。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等、定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや、避難所運営マニュアル等を整備することになっております。

熊本地震や昨年の夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られたとのことでした。

国や県との連携や対口支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙を極めることから、この間に、職員がさまざまな事情から、避難所運営に当たってしまいますと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねないということです。

そこで、本日は、高浜市の避難所運営につきまして、何点かお尋ねをさせていただきます。

内閣府が公表しております避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引き、マニュアルの整備が必要であるとなっております。

近年の災害多発の状況に対し、本市におかれましては、平成26年6月に既に作成されており、



評価できるものでございます。

内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、避難所生活は、住民が主体となって行うべきものとなっていますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのでしょうか。

また、初動期の避難所においては、地元住民の避難者が大半であり、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっていますが、この点につきましてもお尋ねをいたします。

避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、地域住民も参加する訓練を実施することとなっていますが、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施状況や今後の取り組みについても伺いをいたします。

熊本地震では、最大1日1,400名を超える他の自治体職員の派遣を受け入れたとのこと。基本方針によりますと、「被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体等の派遣調整等をする避難所支援班を組織し」とありますが、高浜市におきましては、避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるのか、お尋ねをいたします。

また、台風10号で被災した岩手県岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備されていたにもかかわらず、役所職員が初動期の避難所運営に携わったとのこと。このことは、円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないことであり、高浜市におきましても、マニュアルにある災害発生時の職員の動きを再点検し、住民の安全確保を期すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、4点のことにつきまして当局の見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、小野田由紀子議員の1問目、福祉行政について。（1）代読・代筆支援の推進についてお答えをさせていただきます。

核家族化や高齢化、地域のつながりの希薄化などにより、日常生活のさまざまな部分でサポートが必要となる高齢者や障がい者はふえていくことが想定されます。議員、御指摘のとおり、情報を知るための読むことと、自己の意思をあらわすための書くことは、日常生活を送る上で欠くことのできない情報伝達方法の一つです。

視覚障がいのある方や、読み書きに支障があり、情報のやりとりが困難な方にとって、代読や代筆の支援を受けることは、情報を円滑に取得あるいは利用し、その意思をあらわすといった点で、重要なことであると思っております。

平成23年8月5日に障害者基本法が改正され、基本原則の一つとして、「全ての障がい者は、可能な限り、言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」という条文が追加されるとともに、附帯決議として、「国及び地方公共団体は、視覚障がい

者、聴覚障がい者その他の意思疎通に困難がある障がい者に対して、その者にとって最も適当な言語、その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること」が採択され、地方公共団体には、意思疎通のための支援事業の実施が義務づけられております。

市では、意思疎通に支障がある障がいのある方を支援するため、手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣、さらに、今年度からは、市の独自施策として、軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の助成をスタートしていますが、いずれも、聴覚に障がいのある方へのサービスが中心となっております。

現在、読み書きに支障があり、日常生活で代読や代筆の支援が必要な人の具体的な人数まではわかりませんが、視覚障がいのある方で身体障害者手帳をお持ちの方は70人お見えで、その内訳は、1級の方が34名、2級が15名で重度の方が多い傾向にあります。

障がいのある方の意思疎通を支援するサービスには、毎月発行している広報たかはまを声の広報にして希望者に貸し出しをしたり、点訳をして、いきいき広場などで閲覧できるようにするほか、情報・通信支援用具や視覚障害者用活字文書読上げ装置などといった日常生活用具の給付、また、障害者総合支援法に基づく自立支援給付として、居宅介護や同行援護などのサービスがあります。

居宅介護のサービスでは、家事援助の一つとして、コミュニケーションの介助があり、訪問したヘルパーが郵便物や回覧物などの代読やアンケートなどの代筆が行われています。また、同行援護のサービスでは、移動に著しい困難を有する方に対して、通称「ガイドヘルパー」と言われる移動介護従事者が、外出先やその移動時に、必要な代読や代筆の支援が行われております。

さらに、読み書きの支援が必要となる高齢者の方に対しては、視覚障がいのある方と同様に、代読や代筆のニーズについても、介護保険の制度の枠組みの中で対応できているものと考えています。

しかしながら、議員の御質問にある支援が必要な方のニーズに応じて、いつでも支援を受けられる仕組みまでには至っておらず制度のはざまにいる方もお見えになると思います。

今のところ、代読や代筆の支援に対する要望やニーズは、直接市には届いておりません。実状として、御家族の方が代読や代筆を支援している場合が多いと思っています。このように、既存のサービスを利用することや御家族の協力により対応ができている方もお見えになることから、現段階では、専門の支援員の養成やその仕組みづくりについて、今すぐ実施する予定はございません。

ただ、議員の御質問にもありましたように、全国的に見れば、東京都品川区などのように、代読・代筆の支援サービスをスタートした先進的な自治体もあります。品川区を例にとれば、「支え愛・ほっとステーション」と呼ばれる窓口を設置し、業務の一つとして、代読・代筆支援サービスを実施しているそうです。また、運営は社会福祉協議会に委託しているとのこと。

代読に当たっては、単に文章を読み上げればよいというものではなく、写真やイラストの説明、それから、情報を整理するという技術もあわせて求められます。代筆に当たっては、契約行為など行政としては踏み込めない部分があるなど、実施上の課題は尽きないと伺っております。

議員から提案のありましたプライバシーを確保できる専門の支援員の養成につきましては、今年度、県内の小牧市や春日井市において、「読み書き（代読・代筆）支援サービス基礎講習会」が開催されております。専門的な知識を持った方を養成し、サービスを提供することは、障がいをお持ちの方の安心につながります。一方で、公的な資格ではないこと、ボランティアとしての活動が主体となること、また、プライバシーの適正な管理などに課題があるのも事実です。

初めに申し上げましたとおり、読み書きが困難な高齢者や障がいのある方にとっては、自分に関する情報を正確に確実に取得することは、日常生活の安定につながります。これらの方々が、住みなれた地域で安心して暮らせるように、当事者はもちろん、社会福祉協議会やボランティア団体、関係機関などと連携を図りつつ、先進自治体や近隣市の動向も調査・研究しながら、高浜市における今後の支援策について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小野田由紀子議員の御質問の2問目、災害時の避難所運営について（1）災害発生時の避難所運営の流れについて、（2）避難所運営に関する訓練状況と今後の取り組みについて、（3）避難所運営支援班について、（4）災害発生時の職員体制について、にそれぞれお答えいたします。

大規模な災害が発生し、住宅等の倒壊により自宅での生活が困難となった場合には、多くの市民の皆様が避難所で生活することを余儀なくされます。これまで甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして昨年4月に発生した熊本地震などでは、避難所を運営するための自治組織がうまく立ち上がらなかったところでは、行政職員や学校の先生、ボランティアなどが中心となって運営されましたが、その結果、それぞれの組織が、本来の業務に戻る時期がおくれたり、ボランティアが一定の時期に引き上げてしまったことで、避難者の生活環境の改善が進まないなど、避難所運営のあり方について問題視されています。

この地域でも、高い確率で発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した場合、我々自治体職員は、被災状況の収集を初めとした初動体制の確立に注力せざるを得ない状況になることが想定されます。このため、できる限り地域の住民組織が中心となり、避難所の開設・運営などをみずから行える体制づくりを構築することが重要となります。

こうしたことから、本市におきましても、平常時より地域の自主防災組織のかなめである町内会やまちづくり協議会など、行政と関係団体で情報共有や役割分担等を図り、訓練などを通じて、発災後における避難所の開設、運営体制の迅速な確立に努めていくことが必要であります。

そこで重要となるのが、避難所運営マニュアルであります。本市におきましては、東日本大震災での教訓を踏まえた平成25年の災害対策基本法の改正や、御質問の中にもございましたが、平成25年8月に内閣府が策定した避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等に基づき、平成26年6月に高浜市避難所運営マニュアル——以下、マニュアルと申しますが——を策定いたしました。町内会やまちづくり協議会等に配布するとともに、市総合防災訓練、まちづくり協議会の防災グループ会議や学校防災検討会議等におきまして、マニュアルの活用方法等について情報共有を図るなど、関係者の意識づけに努めているところでございます。

そこで、1点目の御質問の災害発生時の避難所運営の流れについてでございますが、マニュアルでは、災害発生から24時間以内の初動期、災害発生から2日目から3週間程度の展開期、災害発生後3週間目以降の安定期、日常生活が再開可能となったときの撤収期の流れにより、各期に行う主な業務を定めております。

最初に初動期でございますが、初動期は、災害発生直後の混乱した状況の中で、避難所を開設し運営するために必要な業務を行う時期となります。主な業務は、市職員、学校等施設関係者、避難した地域住民などで、応急的に初動期避難所運営組織を設置し、施設の安全点検や利用スペースを確保した後、避難所の開設、避難者の誘導・受け入れ、避難者名簿の作成、設備・物資・食料の確認等を行います。また、災害の規模により、けが人など負傷者も避難所に殺到する可能性があります。本市では、震度6弱以上の地震が発生すると、医師会の協力により、高浜中学校と南中学校に医療救護所を設置いたします。保健福祉グループが担う医療班や救護班と連携しながら負傷者の対応にも当たります。さらに、避難者数の増加等により、避難生活の長期化が予想される場合は、避難者や地域住民が主体となって避難所運営に関する意思決定等を行う避難所運営委員会の設置に向けた準備を行います。

次に、展開期でございますが、展開期は、避難者にとっては、避難所での仕組みや規則に従った日常生活を確立する時期となります。主な業務としては、避難所運営委員会の設置や避難所運営会議の開催、管理部や食料物資部といった避難者の生活や活動を円滑に行うため、「部」及び「班」の編成、相談窓口の設置などを行います。なお、避難所運営委員会が組織された段階で、初動期避難所運営組織は解散となります。

次に、安定期でございますが、この時期になりますと、毎日の生活に落ちつきが戻ることが想定されますが、避難生活の長期化に伴い、避難者の心身の抵抗力が低下する時期でもあります。避難者からの要望も多様化してくることから、避難所運営に関し、柔軟な対応が必要とされる時期となります。この時期の主な業務としては、先ほどの展開期と大きくは変わりませんが、避難所運営会議を開催し、部や班単位で、きめ細やかな避難所運営に努めるとともに、学校など施設の再開に向けた協議等も行う必要があります。

最後に、撤収期でございますが、ライフライン等の機能が回復し、日常に近い生活が再開可能

となる時期で、自宅を失った方への仮設住宅等の提供や学校施設等の再開など、避難所生活の必要性が少なくなってくる時期となります。この時期の主な業務としては、避難者の意向調査を踏まえ、撤収時期等の調整と避難者への説明・合意形成、避難所の縮小や統合に向けた準備・調整などを行います。

以上が、避難所運営に関する主な流れとなりますが、避難者や地域住民等が主体となった避難所の自主運営体制の確立を図るためには、避難者の要望や意見の調整、生活ルールの決定など、避難所運営に関する意思決定機関となる避難所運営委員会を設置することが重要となります。避難所運営委員会は、避難した住民や地域の代表などから、委員長・副委員長・各部長等が選任され、市の災害対策本部と連携を図りながら、施設班等の市職員、学校等の施設関係者、支援ボランティアなどが後方支援を行う中で組織されます。日ごろから、町内会やまちづくり協議会を初めとした地域住民への意識づけ、調整を図る中で、マニュアルに沿った避難所運営の実施に向け、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、避難所運営に関する訓練状況と今後の取り組みについてでございますが、平成27年度から、高浜市防災ネットきずこう会の取り組みの一環として、災害時に被災地の状況を適切に把握し行動することができ、避難所の設営や運営についても中心的な役割を担うことが期待される防災リーダーを育成するため、防災リーダー養成講座を開催しております。講座は、基礎編と避難所編の2コースを開催し、2年間で延べ140名を超える市民の皆様にご受講いただいております。中でも避難所編は、実技中心の内容となっており、講師をお願いしております認定NPO法人レスキューストックヤードのスタッフが、被災地での実体験をもとに、避難所運営に関するポイントやアドバイスをまとめ作成された「避難所運営の知恵袋～みんなで助け合える避難所づくりのために～」と題したマニュアル等に基づき、会場を避難所に見立てて、その場にある机や椅子などを活用して避難所の設営、更衣室・物干し場・食堂・ゴミ置き場等の共同スペース等の設置、トイレに近い場所への福祉避難スペースの設置、段ボールを使った寝床づくり、新聞紙やブルーシートを活用した防寒対策、嘔吐・下痢をした方への対応方法や感染症患者専用スペースの設置などを実施しております。

本年度は41名の方に受講いただき、実体験に基づく大変説得力のある内容であったこともあり、参加者の9割の方が「とても満足」、「満足」との回答をいただくとともに、「避難所の設置方法について、もっと細かく教えてほしい」「防災リーダーとして人に教えるためには、繰り返し受講する必要がある」「身の回りにあるものをうまく使える工夫をもっと知りたい」といった熱意ある御意見も頂戴しております。

一方で、地域住民の皆様にご講座を受けていただくことが最終目標ではありません。講座の受講は手段の一つに過ぎません。防災リーダーとなった受講生等が中心となって、日ごろから地域の関係者等と協力し、災害時に備え、避難所の設営や運営のための話し合いや訓練等を継続して実

施していくことが重要であります。

なお、昨年9月に実施した市総合防災訓練では、吉浜小学校区において、2次訓練として「避難所開設訓練」が実施されております。段ボールベッドの組み立てや感染症対策など、防災リーダーが中心となり、講座で学んだことを踏まえた実践訓練が行われています。

今後は、他の学区でも実際の体育館等を使った同様の訓練が実施できるよう、町内会やまちづくり協議会等と調整を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問の避難所運営支援班についてでございますが、平成28年4月に内閣府が策定した避難所運営ガイドラインでは、防災・福祉・保健・医療・衛生・防犯等の各分野の担当者により、災害対策本部において避難所運営支援班を構成し、避難所運営体制の確立、食料・物資の管理、衛生的な環境の維持、入浴、配慮が必要な方への対応、防犯対策など、19項目にわたる避難所運營業務のための連携・協働体制に努めることとされています。

本市におきましては、現状では避難所運営支援班に関する具体的な取り決めや各部局で策定しております危機管理マニュアル等への記載はございません。しかしながら、避難所運営で想定されるさまざまな課題等に対し、避難所を担当する施設班や災害対策本部を運営する本部班以外の関連する担当グループの職員が集まり、連携を深め、取り組むことは重要であると認識しております。

内閣府の避難所運営ガイドラインや、近隣自治体の状況なども参考にしながら、今後、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問の、災害発生時の職員体制についてでございますが、本市におきましては、各部局におきまして、地域防災計画の分担事務に基づき、危機管理マニュアルを策定しており、災害発生時には、そのマニュアルに基づき災害対応に当たります。昨年4月より、退官自衛官である防災専門官を採用したことにより、昨年10月より防災専門官が中心となり、初めての試みとなりますが、都市防災グループと各グループとの間で、危機管理マニュアルに関する意見交換を実施いたしました。現場経験や専門知識の高い防災専門官による内容確認、アドバイス、必要な見直し、または情報共有等を図る中で、より実効性のある危機管理マニュアルの運用に努めているところでございます。

危機管理マニュアルを初めとした各種マニュアルには完成形はございません。今回の意見交換を通じまして、災害が発生すると職員も被災する可能性があり、また、市外在住の職員も多いことから、限られた職員で危機管理マニュアルどおりの対応が難しくなることも想定する必要がある、初動対応に特化したマニュアルの整備など、新たな課題も見つかったところでございます。

全国で発生している大規模災害の現状や課題の把握、各グループとの定期的な意見交換を実施する中で、必要に応じた危機管理マニュアルのチェック・見直しを図り、市民の皆様の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、避難所の設置や運営に関しては、小規模な災害の場合には、市職員が主体となっていくことは可能であると考えます。しかし、これまでの答弁でも申し上げましたとおり、大規模な災害が発生した場合は、市職員は、危機管理マニュアル等に基づき、早急に実施しなければならない多くの応急対策を抱えており、一定の期間が経過した後は、できる限り公助に依存せず、自助・共助の精神に基づき、避難者や地域住民が主体となって避難所の運営が行われるよう、平常時より地域の関係者等と連携を図り、役割分担を図っておくことが重要です。例えば、町内会やまちづくり協議会などと協働で、各小学校区の実情に即した高浜市避難所運営マニュアルの見直しを進めるなど、避難所にかかわる地域住民が理解・運営しやすい環境づくりに努めてまいりますことを申し上げ答弁いたします。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、福祉行政の代読・代筆支援の推進についてでございますけれども、やはり、聴覚障がい者の方のサービスは、かなり充実してきておるわけでございますので、今後、こういった視覚障がい者、また、目の不自由な方へのサービスにつきましても、こつこつと推進していただきたいなという思いで、今回質問をさせていただいております。

それで、視覚障がい者の方へのサービスとしまして、居宅介護と同行援護がありますけれども、そのサービスの中で、代読や代筆の支援が行われているというような御答弁で、少し安心をさせていただいたところであります。

そこで質問させていただきますけれども、それぞれ、何名ぐらいの方が利用しているのか、また、どのような支援が行われているのか、具体的な支援の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） サービスの利用状況というお尋ねかと思っております。

まず、現在、視覚障がいのある方で、居宅介護のサービスを利用している方はお見えになりません。一方、同行援護のサービスにつきましては、4名の方が御利用をされているという状況でございます。

具体的な支援の内容といたしましては、代読よりも代筆のほうが多くて、その内容は、主に行政窓口による手続であるというふうに伺っております。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

サービス利用者が4名ということで、思ったより少ないなという印象を受けましたけれども、まだまだ潜在的なニーズはたくさんあると思っておりますので、サービスが必要な方が、サービスにつ

なおりますように、積極的な情報提供をお願いしたいと思います。

最近では、代読・代筆支援のサービスの研修会なども開催されるようになり、導入に先駆け、ぜひ市の職員の参加、また、事業所やボランティアへの周知についてお願いしたいと思いますけれども、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 導入に向けての周知ということでございますが、例えば、手話通訳者の養成研修などを受講された方など、障がいのある方に高い関心をお持ちの方がお見えになりますので、まずはそういった方に周知をして、次のスキルとして身につけていただくといったことも考えられるところでございます。

まずは、代読・代筆支援のサービスの仕組みを広く事業所やボランティアの方に知っていただくところから始めていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。

現段階では、まだそれほど代読や代筆の支援を必要とする方は、表面化していないようですが、いずれはそのニーズが高まることは間違いないと思います。

現代社会では、情報の約8割は視覚からと言われております。そういった意味では、読み書きの支援が必要な方というのは、社会生活を営んでいく中では、はかり知れない困難を強いられているわけでありまして。当事者や社会福祉協議会などの関係機関と連携しまして、人材の養成や仕組みづくりにいち早く着手していただきますよう、お願いを申し上げます。

以上で1問目の質問を終わらせていただきます。

次にいきます。

災害時の避難所運営についてでございますけれども、御答弁の中で、避難所運営委員会の設置について、避難者や地域の代表者などから、委員長、副委員長、各部長等が選任をされて、避難所運営会議が開催されるということでした。日ごろから地域で活躍されていますまち協、それから町内会の役員さんを見ますと、男性が中心というイメージがあります。避難所には生活環境の異なるさまざまな立場の方がお見えになり、一緒に生活することになります。各ニーズに対してきめ細かく対応するためにも、避難所運営委員会の委員には、女性にも積極的に参加していただく必要があると考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の避難所運営委員会への女性の参画でございますが、高浜市避難所運営マニュアルでは、避難所運営委員会の設置に際しましては、女性や要配慮者の参加に留意することが明記をされております。また、愛知県が策定しております避難所運営マニュアルでは、委員会の構成員のうち、女性の割合が少なくとも3割以上となるよう努めることがうたわ



れております。生活環境の異なるさまざまな立場の方が共同生活を送る避難所におきまして、避難所運営に関する意思決定機関となります避難所運営委員会に、女性等が委員として加わることは、避難者ニーズに即したきめ細やかな避難所運営にもつながってまいりますことから、極めて重要であると考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。ぜひ女性の委員さんをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、もう1点質問させていただきます。

先ほどの御答弁の中で、避難所に関する防災リーダー養成講座ですけれども、今年度は41名の参加があったというふうに伺ひましたけれども、このうち、女性の参加者が何人あったのかお伺ひします。

それから、受講者からの意見にもありましたように、講座の継続的な実施や、さらなるレベルアップに向けた取り組みも必要と考えますけれども、防災リーダーの養成に関する今後の取り組みについてもお伺ひしたいと思ひます。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 最初に、本年度の防災リーダー養成講座（避難所編）を受講されました女性の人数でございますが、受講者41人中8人となっております。参考までに、昨年度は40人中9名でございました。講座の参加者は、町内会の役員さんですとか、まちづくり協議会の関係者など、比較的、男性の参加が多い状況でございましたが、日赤奉仕団ですとか、地域婦人会を初めとしました女性の皆様にも御参加いただけたことは、男性・女性それぞれの視点に基づく避難所の設置や運営の実践にもつながり、非常に効果も高かったというふうに分析をしております。

今後、女性の防災リーダーの育成にも積極的に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災リーダーの養成に向けた今後の取り組みでございますが、避難所編につきましては、この2年間の受講者の皆様からのアンケート結果等を踏まえまして、平成29年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

また、平成29年度は講座開始後3年目となりますことから、参加者の意見等を踏まえまして、新たにフォローアップ編を開催いたしまして、防災リーダーのさらなるレベルアップを図る中で、住民主体の避難所運営に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） レベルアップをしていただくということで、大変心強い御答弁をいた

できました。ありがとうございます。

避難所に限ったことではありませんけれども、女性の視点を取り入れるということは、男性だけでは気がつかない新たな発見にもつながると思います。避難所運営に関する女性の参画につきましても、引き続き取り組みをお願いいたします。

御答弁にもありましたけれども、災害の規模が大きくなるほど、行政が担う公助には限界があり、自助・共助の理念に基づく住民主体の避難所運営が必要不可欠となります。マニュアルの見直し、先ほど御答弁いただきましたけれども、この見直しや訓練等の実施にはやり過ぎはないと思います。今後もさまざまな活動を展開する中で、行政、関係者が連携して、避難所対策に取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げまして、私の質問を全て終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩します。再開は14時25分。

午後 2 時14分休憩

---

午後 2 時25分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、公共施設あり方計画について、一つ、図書館行政について。以上、2問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告による一般質問を行います。

まず、公共施設あり方計画について質問をいたします。

高浜市公共施設あり方計画策定に当たっては、本計画は多くの市民の方々が利用する公共施設について、行政サービスを低下させずに機能を重視した計画としている。景気の低迷、少子高齢化の進行、生活保護費や医療費、扶助費の増加等、厳しい市の財政状況のもとで、全ての公共施設を維持・更新していくことは、一方で必要な行政サービスの提供ができなくなるなど、市政運営に影響を及ぼすこととなり、このままの状況が続くと、次世代の市民に多くの負担を強いることになり、本計画は単に公共施設の数減らすということを示した計画ではなく、施設があるからサービスを提供するというのではなく、サービスを提供する場として公共施設があるという考えのもと、将来にわたって多くの市民の方々にサービスを継続して提供できるよう、その方針を取りまとめており、計画を実現するために、市民と行政が互いに知恵と工夫を出し合い、協働で進めていくことが必要ですと平成26年6月に発行された高浜市公共施設あり方計画案に記載されていますが、どのような形でこの協働が進められているのか、まずお答えください。

次に、平成26年6月に示された公共施設総合管理計画公共施設推進プランと最新の推進プラン

の変更について、どのようになっているのか現況及び今後の対応について、どのように考えているのかお答えください。

また、公共施設総合管理計画インフラ施設推進プランについても、現況及び今後の対応についてお答えください。

次に、公共施設あり方計画と市街地整備の連携について質問をいたします。

平成26年6月に示された公共施設総合管理計画公共施設推進プランでは、第1次が平成26年度から平成29年度、第2次が平成30年度から平成33年度。第10次が平成62年度から平成63年度と、37年間の長期に及ぶ計画であります。

私は以前、高浜小学校建設計画のときに、高浜小学校の周りを区画整理してはどうかということ質問したことがあります。区画整理は時間がかかるということで採用されませんでした。公共施設あり方計画は37年間の長期に及ぶ計画ですので、高浜市は市街地整備計画はまだありません。以前の高浜小学校の建てかえ計画では、高浜市立図書館やいちごプラザ等が計画されていましたが、なくなりました。今後、東海地震、東南海地震等の大規模地震が予想されています。私はぜひこれらのことを考えて、公共施設のあり方と市街地整備計画を連携した計画を作成することが必要だと思いますが、市の考え方をお答えください。

次に、図書館行政について質問いたします。

私は、以前は高浜市立図書館は津波の被害を受けるため、高台へ移転するべきではないかということを考えていましたが、平成27年3月発行の高浜市地震防災マップでは、過去地震最大モデル及び理論上最大想定モデルの津波の最大浸水分布では、図書館のある区域は液状化の心配はあるものの、津波の被害はないこととなっていますので、私は本館機能は現在地に残すべきだと考えますので、次のことについて一般質問をさせていただきます。

高浜市図書館基本計画の中にいつでもどこでも図書館構想の記載があり、受け渡し拠点の一覧表では、高浜市立図書館本館、高取図書室、吉浜図書室のほかに南部まちづくり協議会、高浜幼稚園、中央保育園、南部保育園、吉浜保育園、吉浜北部保育園、翼児童センター、大山公民館、特別養護老人ホーム高浜安立荘、青少年ホーム、ひかりこども園、いちごプラザ、いきいき広場の13カ所の記載があります。いつでもどこでも図書館構想の現状と、今後の考え方についてお答えください。

次に、高浜市立図書館の今後のあり方について質問をいたします。

高浜市立図書館は、昭和54年に延べ床面積1,707平方メートルで建設され、ことし39年が経過いたしますが、公共施設総合管理計画推進プランでは、高浜小学校へ複合化される計画でしたが、都合により複合化されていません。市民は図書館がどうなるかを注視していますので、先ほども説明しましたが、図書館と郷土資料館は耐震強度もあり、駐車場も広くありますので、いつでもどこでも図書館構想を充実し、ぜひ現地に本館機能を残していただきたいと思いますが、お

考えをお答えください。

次に、高浜市立図書館と学校図書館の連携について質問します。

高浜市図書館基本計画、いつでもどこでも図書館構想の充実の中で、学校や地域団体の連動の中で、学校との連携の項目があり、今ではCASAという学校専用の貸し出し機を導入していましたが、使用できなくなるということを伺いました。できるだけ早くCASAのかわりに図書館と同様の貸し出し機を各学校へ導入し、図書館の職員を派遣し、学校図書室の管理も行ってはどうかと思いますが、どのように考えているのかお答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 黒川美克議員の1問目、1. 公共施設のあり方計画について。

（1）公共施設総合管理計画公共施設推進プランの現況及び今後の対応について問う。（2）公共施設総合管理計画インフラ施設推進プランの現況及び今後の対応について問う。（3）公共施設あり方計画と市街地整備の連携について問う。の3問について、お答えさせていただきます。

初めに、公共施設あり方計画を実現するために、どのような形で市民との協働が進められているのかお答えをいたします。

本市では、平成23年度に、公共施設マネジメント白書をいち早く策定し、公共施設老朽化問題への取り組みに着手をいたしました。平成24年度から、広報たかはまや市公式ホームページに関連記事を掲載し、広報への掲載は、平成24年度と平成25年度で9回、平成26年度は広報への掲載のほか、住民説明会5回、高浜小学校への複合化に関するワークショップ5回を開催いたしました。

平成27年度は、広報への掲載8回のほか、市民講演会や住民説明会あるいは町内会を初め各種団体への出前説明を行い、1,200人近い方に御参加をいただき、情報の共有に努めてまいりました。これらの機会を通じて、今後も維持していく施設として、地域で一番大きな学校を地域のコミュニティの中心に位置づけ、学校の建てかえにあわせて、他の施設との複合化を図ることの方向性について御説明をいたしました。

この方向性に対して、平成27年度に5小学校区で実施した市民説明会のアンケートでは、学校施設への複合化や集約化を図るべきとした市民が68%、現状維持を図るべきとした市民が7%で、市の方向性に対しては、多くの市民に御理解をいただいたものと理解をいたしております。

本年度におきましても、引き続き希望される方の御都合に合わせて説明に伺うトーク&トークなど御活用いただくほか、3月1日号の広報では、別冊として、公共施設特集号を発行し、情報発信・情報共有に努めているところであります。

とりわけ、高浜小学校等整備事業は、学校を核とした複合化施設のモデルケースとして、新たなまちづくりの出発点となるような取り組みとして進めております。3月26日には、「いっしょ

に考えよう！学校を拠点とした公共施設のカタチ」と題して、シンポジウムを開催いたします。こうした取り組みも協働の一助になるものと考えております。

次に、平成26年6月の公共施設推進プランと最新の推進プランの変更についてであります。2月9日の公共施設あり方検討特別委員会で御説明しましたとおり、平成29年度は、高取小学校の大規模改修に係る基本設計及び高浜中学校の外壁・屋上の改修を前倒して実施することを予定いたしております。そのほか、中央公民館の機能移転時期を前倒したほか、高浜小学校等整備事業において、当初複合化を予定していた図書館、高浜幼稚園、いちごプラザを複合化の対象から外しております。

今後の対応につきましては、複合化のモデルケースであります高浜小学校等整備事業につきましては、老朽化が顕著であり、児童の学習環境の向上を図るためにも、早期に整備を進めたいと考えております。

また、勤労青少年ホームの跡地活用につきましては、現在、基本方針を取りまとめているところですが、南テニスコートを含めたスポーツの拠点整備について、平成29年度は、実施方針を策定し、事業者募集に向けた手続を進めていく予定でございます。

次に、（2）公共施設総合管理計画インフラ施設推進プランの今後の対応についてお答えをいたします。

インフラ施設につきましては、市民生活や社会経済活動の基盤であり、道路は災害時において緊急物資を運ぶなどの重要な役割を担っています。インフラ施設は、ハコモノ施設のように統廃合といったことではなく、基本的には長寿命化を図ることになります。

方針としましては、2点申し上げます。

1点目が、市民の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮するための取り組みを推進すること。2点目がインフラの機能を維持するため、中長期的な視点に立って、的確に維持管理・更新等を行い、コスト縮減や優先順位づけにより平準化を図り、インフラ施設に係る投資費用を確保していくということであります。

そして、インフラの長寿命化の方針に基づき、個別の長寿命化の考え方、管理・更新等の考え方を公共施設総合管理計画の中でお示しをしております。

推進プランの現況と今後の対応につきましては、大きく見直したところはありませんが、今後も市の財政状況を踏まえ、コスト縮減を図りながら、インフラ施設の現状から優先順位づけをして進めてまいりたいと考えております。

次に、（3）公共施設あり方計画と市街地整備の連携についてお答えをいたします。

本市では、これまで中部特定区画整理事業を初め、組合施行の区画整理事業など、狭隘なまちにあって、多くの地区で面整備を進めてきました。この面整備により道路や排水路等の整備、都市計画街路や市道等の道路網の整備を進めるなど、都市基盤整備を着実に進めてまいりました。

区画整理や街路事業など、都市計画決定した事業はおおむね完了している状況にあります。

これまで、6番議員の御質問を振り返りますと、従来の公共施設の整備は点の整備であるが、公共施設総合管理計画では、ハコモノ施設のほか、道路・橋梁や上下水道といった線であるインフラ施設を含めた計画となっており、これは、本市の将来のまちづくりにつながるということを言われているものと理解をいたしております。

議員からは、平成26年3月定例会の一般質問で、高浜小学校の建てかえにあわせて、公共施設の複合化を実施するならば、周辺もあわせて基盤整備を行う考えはないのかとの御質問をいただきました。そのときの御答弁では、面整備を行うには多大な時間と費用がかかり、高浜小学校は老朽度の進行が著しいことから、早急の対応が必要でありますので、将来のまちづくりを進めていく上での一つの手法であることは理解をいたしますが、高浜小学校等の整備の際に面整備をあわせて行う考え方はないことをお答えをさせていただいております。この考え方は、現在も同じでございます。

加えまして、近年の土地区画整理事業を取り巻く環境は、土地の価格の下落と保留地処分の難しさ、権利者ニーズの多様化などにより、事業期間が長期化する傾向が多く見られ、住民の合意形成が困難となるなど、極めて厳しい状況となっております。

御質問の公共施設あり方と市街地整備計画を連携した計画を策定することについての市の考え方でございますが、公共施設総合管理計画は、原則として、新たなハコモノ施設はつくりませんことを前提に、学校を地域コミュニティの拠点と位置づけ、他の施設との複合化を視野に入れた、施設の改修・建てかえを行うといたしております。このことは、イニシャルコストを含むライフサイクルコストの低減を図るということでもありますので、施設を複合化するために、面的整備を行うことは、イニシャルコストをふやすことにつながりますことから、現在のところ、その考えはございません。

なお、公共施設総合管理計画は、公共施設の統廃合により再編され、それにより、人の動きも変化してくること、また、複合化を図ることにより、子供から高齢者の方までが交流する新たな場が生まれることで、施設を活用したまちづくり活動につながるという計画でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、公共施設あり方計画と市街地整備の連携につきましては、本市が抱える都市計画の課題である既存市街地での低未利用地の活用、防災上危険な密集市街地の解消や臨海部の土地の有効活用など、今後、大規模地震が想定される地域であることへの御質問と理解をいたしますが、公共施設のあり方の取り組みは、今後の市の財政状況を踏まえ、施設の総量圧縮を図ることで、安定した行政サービスを提供することを目指しており、市街地整備のように時間と費用を要する事業を展開するためには財源が必要になりますので、相反する部分もございます。資産価値が向上するとはいえ、関係権利者の財産にも影響を及ぼすことになり、先ほど申し上げましたように、

権利者の理解をいただくための時間が必要になります。実現するためには多くの課題があるものと認識をいたしております。

しかし、先ほど申しあげましたように、本市の都市計画を考えた場合、既存の低未利用地の活用、防災上危険な密集市街地の解消、臨海部の土地の有効活用等の課題解決、また、本市を支えてきた瓦工場の跡地が住宅地へと転換され、住工混在のまちから住宅地へと純化が進んでおり、まちがさま変わりしてきているのも事実であります。

こうしたことから、今後進めてまいります都市計画マスタープランの見直しの中で、将来人口予測をもとに人口フレームと土地利用の状況を踏まえ、必要性を考えることとすることを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、黒川美克議員の2問目、図書館行政について。

（1）いつでもどこでも図書館構想の現況及び今後の対応について。（2）高浜市立図書館の今後のあり方については、関連上一括してお答えいたします。

いつでもどこでも図書館構想とは、小さなお子さんをお持ちの方や、本館に足を運ぶことが困難な方など、どなたでも気軽にインターネットで図書等を予約することにより、自宅等の近くの公共施設等で図書等の貸し出し・返却ができるというもので、平成18年度に図書館協議会からの提言を受け実施しているものでございます。

受け渡し拠点、議員の御質問にございました13カ所のほか、平成27年度からは東海児童センターが加わり、現在は14カ所となっております。貸し出し冊数・期間は本館と同様に、図書・紙芝居・雑誌は合わせて8点まで、ビデオ・CDは2点まで借りることが可能となっております。

近年の利用実績でございますが、平成25年度は貸し出し人数が352人、配本が446冊、回収が774冊、平成26年度は貸し出し人数が329人、配本が474冊、回収が700冊、平成27年度は貸し出し人数が278人、配本が480冊、回収が835冊という状況でございます。貸し出し総人数に占める受け渡し拠点の貸し出し人数の割合は0.7から0.9%、貸し出し総冊数に占める受け渡し拠点での貸し出し冊数の割合は0.2%となっております。また、貸し出しよりも返却の御利用が多いという状況でございます。その要因といたしましては、制度を知らない、本館や吉浜・高取図書室に直接出向き、実際に本を手にとって借りる方が多いということが考えられます。

いつでもどこでも図書館構想が始まった当初は、公共図書館のサービス目標をいつでも、どこでもその求める資料や情報を利用できるようにすることとし、市民の身近なサービスポイントとして、市内の公共施設等で図書の貸し出し・返却ができるだけでなく、資料検索や予約等も利用できるよう、利用者の利便性を図ることが狙いとされておりました。

しかし、近年では、電子書籍や電子雑誌の市場規模が拡大し、安価な読み放題サービスもふえるなど、図書のあり方が大きく変わろうとしており、また、図書館のあり方も大きく変わろうと

しております。従来型の図書館では貸し出し機能が重視されてまいりましたが、今後は、人とまちを育む場として、市民の知りたい、行動したいといった思いを下支えする相談・支援機能、読み聞かせや読書活動などを通じた市民の交流機能が重視されていくものと考えております。

また、行政だけが図書館機能を担うのではなく、自宅や事務所、店舗の一角に所有者のお気に入りの本や図書コレクションを展示し、訪れた方に自由に読んでもらい、本を通じた会話を楽しむといった市民との協働による図書ネットワークをまち全体へ広げていこうという、新たな取り組みも見られるようになっていきます。

そこで、高浜市立図書館のあり方及びいつでもどこでも図書館構想の今後ということですが、本市は、面積が約13平方キロメートルという非常にコンパクトなまちでございます。単純に公共施設での図書等の受け渡し拠点を充実させていくということではなく、図書や図書館の新たな潮流を踏まえ、また、限られた経費の中でいかに市民の学びやまちづくりに役立つかという観点から、図書を通じて人と人とのつながりを深める、市民と図書・情報がつながることによって、その人の生き方や暮らしを支援していく、人づくり・まちづくりを下支えしていくといった課題解決型の図書館を目指してまいりたいと考えております。

昨年9月定例会の一般質問でも答弁させていただいておりますが、本市の公共施設のあり方に関する基本的な考え方は「新たな施設はつぐらない」、「機能の複合化・集約化」となっております。昨年3月にお示しさせていただきました「高浜市公共施設総合管理計画 公共施設推進プラン」では、平成30年度までに図書館のあり方を検討し、平成31年度にいきいき広場への機能移転を目指すこととなっております。

これまで培ってきた子供に特化した図書館という強みを生かしつつ、これからの高浜市にとって、図書館が果たすべき使命や、真に必要な図書館機能とは何かを、市民の皆様方とともにキャッチボールしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、（3）市立図書館と学校図書室の連携についてお答えいたします。

現在の市立図書館の指定管理者である株式会社図書館流通センターは、学校図書室との連携を重要な推進項目として掲げ、非常に力を入れて取り組んでいただいていると考えています。

具体的に、学校側から特に評判が高いのが、配本サービス（団体貸し出し）です。各学校より学習テーマに沿った本を借りたいとの依頼があると、市立図書館ではテーマに沿った図書を選書し、数十冊単位で学校に届けていただけるサービスです。

学校現場で不足している図書を補っていただく資料センターとしての役割も担っていただいております、学校もかなり有効活用させていただいていると考えます。平成27年度の実績では、各学校から配本サービスの依頼を年間で54回行い、合計で9,496冊貸し出しをいただいております。

学校図書室を支えるボランティアの皆さんの支援も実施していただいております。学校現場には、子供たちの調べ学習や読書活動の支援をされているボランティアの皆さんがたくさんいらっしゃ



いますが、学校におけるよりよい読書・学習環境の整備に向けて、非常に重要な存在です。そうしたボランティアの皆さん向けに、本の選び方講座や本の修理講座など、研修や勉強会の機会も設けていただいています。

学校図書室を支えるボランティアの皆さんとの交流についても、依頼があった学校については、市立図書館から、学校で開催される図書館まつりに参加して、読み聞かせボランティアを実践しています。

また、今年度、学校図書室のシステムを旧システムのCASAから新システムのTOOL i-Sに更新させていただきました。システムのメーカーサポートが終了したことが理由です。現在、市立図書館の支援をいただきながら、旧システムのCASAからデータを抜き出し、新システムのTOOL i-Sの書誌データに変換する作業を進めています。

これに合わせて、図書のバーコードシールも新システムに対応したものに張りかえていただいています。こうした作業を実施することで、バーコードを読み込ませるだけで、その本のあらすじが表示されたり、テーマ（キーワード）を入力することで、それに関連した図書がリストアップされたりといった機能が活用できるようになります。

CASAデータからTOOL i-Sデータへの変換につきましては、今年度は高浜小学校の図書データの切りかえが1月までに終了しました。吉浜小学校、高取小学校についても今年度中を目標にデータ変換を進めていただいています。

以上、市立図書館と学校図書室との連携の一部について、事例を挙げ説明させていただきましたが、いずれにいたしましても、子供の読書活動をより充実したものにするのはもちろんのこと、子供たちが社会の中で力強く生きていくために、学校生活に役立ち、しかも、一人一人の人生を豊かにする知識や教養、技術を、学ぶ楽しさを実感しながら学習・教育できる環境づくりのため、引き続き市立図書館と学校図書室との連携を進めていくことは大変重要であると考えております。

その上で、市立図書館の職員を各学校へ派遣し、学校図書室の管理も行ってはどうかということにつきましては、派遣時間、派遣体制、派遣費用、司書教諭や図書館ボランティアとの役割分担など、いろいろ詰めるべきことが多々あります。今後、高浜市教育研究会学校図書館部会等にも話を持ちかけ、その有用性等について検討していきたいと考えています。

以上、るる申し上げましたが、御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

公共施設あり方計画について、5点ほど再質問をさせていただきます。

まず一つ目、先ほどの答弁で、広報への掲載は、平成24年度と25年度、9回、平成26年度は広

報への掲載のほか、住民説明会5回、高浜小学校への複合化に関するワークショップを5回開催し、平成27年度は広報掲載8回のほか、市民講演会や住民説明会や町内会を初め、各種団体への出前説明を行い、1,200人近い参加があり、情報の共有に努めてきたとの答弁がありましたが、市民センターのみの個別の案件ではございましたが、住民投票が実施されました。このことについて、市はどのようにお考えかお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 住民投票の問題につきましては、さきの12月定例会で幾つか御質問をいただいております。重複をいたしますが、お答えさせていただきます。

公共施設の統廃合、集約化の取り組みにつきましては、これまで取り組んできたことのない新しい政策でありますので、個別、具体の施設の統廃合となりますと、その事案に対しまして、心配をされる方、反対をされる方、あるいは賛成をされる方、さまざまな御意見のあらわれが住民投票の署名であったと考えております。

この問題の背景には、公共施設の一斉老朽化という将来の大きな財政負担にいかに対応するかという財政問題を含む複雑な問題がありましたので、あくまで推測の域は出ませんが、市民の方は、自分が一番関心のある個別の施設や事柄に対して御意見を表明しているのに対し、行政は、全体の視点によって答えるというすれ違いがあり、関心あるいは御理解いただくのに、時間がかかったのかもしれない。

ただ、住民投票によりまして、多くの方にこの問題に目を向けていただくきっかけになりました。そうした時期にということで、3月1日号の広報の別冊では、公共施設特集を発行いたしましたところがございます。

この問題に関しましては、これまでも議会において長い時間をかけて議論してきた問題でございます。議員におかれましても、議会の説明の中で御理解をいただきました部分に関しましては、協働を進める上で、市民への正しい情報の発信につきまして、引き続きお力添えをいただけないか、お願いを申し上げる次第でございます。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

今、答弁がありましたように、この市民センターの取り壊しについては、私も賛成をさせていただきます。それで、私の支援者のほうからも、新しいのに、まだ使えるのに何で取り壊すんだというような厳しい意見もいただいておりますけれども、それは今からいろいろとやっていく中で、どうしても複合化をしていく必要があるということで説明はさせていただいておりますけれども、先ほども答弁がありましたけれども、3月1日号の広報で、漫画チックな絵を入れてわかりやすく説明や何かをしていただいておりますけれども、これからも、これ1回だけではなくて、やっぱり機会があるごとに、そういったことはしっかりPRをしていただく必要がある

と思いますので、そのことはぜひお願いをいたします。

続きまして、2つ目として、高浜市の旧市街地は、狭隘な道路が多く、緊急車両の通れないような道路が多くありますが、どの程度あるのか、把握してみえればお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいま御質問いただきました狭隘の道路の状況についてお答えいたします。

現在把握しております資料として、昨年度実施しました道路現況調査というのがございます。そちらの資料の数値をもとにお答えいたします。

この数値は、建築基準法の基準をもとに調査したもので、市内で243キロ413メートルを対象とし、幅員4メートル以上の延長は199キロ45メートルで、81.8%。幅員4メートル未満の延長は、44キロ368メートル、18.2%の結果が出ております。

道路は、地区をまたいでいることから、地区単位での集計値は現在保有しておりませんので、お願いいたします。

この狭隘道路の解消に向けての取り組みといたしまして、共同建てかえ等における場合の申し出においては、できる限り、道路後退用地の寄附をお願いして、そこに住んでおられる地域の方が安全に通行できる道路の確保に努めておりますので、お願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、説明をしていただきましたけれども、高浜でも建築業者や何かによる開発行為だとか、そういったことが行われておりますけれども、開発許可については、最低でも4メートルの道路がないと、それから、行き当たりではだめで、巡回できるようなそういう道路にしなければ市が寄附を受けないだとか、そういったいろんな制約があるわけですが、そういったことや何かを考えても、今現在、私が聞いておる範囲でいきますと、セットバックをした部分については、いわゆる寄附をしてくださいと、そういう形で寄附だというと、別に必要な人は寄附をされるかもしれませんが、そうでない方は寄附はされないと思います。そういったことや何かについて、市のほうはどのように考えてみえるか、再度お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 私ども、今持っておりますのは、道路寄附採納要綱という、これ、平成15年につくっております。この中では、さまざまな道路の寄附に関する状況が整理をされておるんですが、今おっしゃったセットバックの部分については、いわゆるそれぞれの方が土地をはかられたり、それから土地利用の変換によって、建物を壊されたときに、ぜひ街区の安全を守る、そして、今おっしゃったような緊急車両、それから防災上の安全も考慮してお願いをしておるといふ部分でございます。

他市の事例では、そういった部分に協力する方に対して、ある一定の補助条件だとか、配慮す

る形で測量費の一部をとというようなこともございますが、私ども、先ほど議員さんのお話の中にも出ましたが、開発行為等は、当然、県の基準の中の道路幅員、それから一定の規模がないとそれぞれ道路としては帰属をお受けしておりませんので、その関連もございますので、当分の間は、今の制度を準用していきたいというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 確かに、当局の考え方でいってきますと、そのような考え方になるかもしれませんが、やっぱり地域の住民の立場に立って言いますと、現実に私どものほうが、住んでみえる神明町六丁目でも、道路幅員が4メートルに満たない、そういったような地域もあるわけでございます。今、私はまだ市のほうにもしっかりとしたデータを持っていておりませんが、その地域のところからぜひ組合施行でいいから区画整理をやってほしいとそういった要望がありますので、今、地域の方といろいろ相談をさせていただいているところですが、これからぜひ、そういったような形のことも説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で施設を複合化するために、面的整備を行うことは、イニシャルコストの増加につながる。公共施設のあり方の取り組みは、今後の市の財政状況を踏まえ、施設の総量圧縮を図ることを目指しており、市街地整備のように、時間と費用を要する事業には財源が必要であり、相反することになるとの答弁がありました。参考までに、今まで高浜市が行ってきた市街地整備の数字を言いますと、昭和63年度から平成9年度で三高駅西地区第一種市街地再開発事業、市の施行で面積は約1.7ヘクタール、事業費114億2,500万円、平成3年度から平成6年度で三高駅東地区第一種市街地再開発事業市施行で面積は約0.7ヘクタール、事業費は34億4,500万円、合計では面積が約2.4ヘクタール、事業費では148億7,000万円でした。1平方メートルに換算すると、約62万円かかっております。

区画整理事業では、昭和45年度から昭和51年度で、吉浜南部が市施行で面積が約16.83ヘクタールで、事業費が5億7,700万円、昭和54年度から昭和56年度で、高浜蛇抜、組合施行で、面積4.07ヘクタール、事業費2億3,110万円、昭和59年度から昭和61年度、高浜竜田、組合施行、面積1.68ヘクタール、事業費1億7,550万円、昭和59年度から昭和63年度、高浜吉浜北部、組合施行、面積11.36ヘクタール、事業費8億6,560万円、昭和51年度から平成元年度、高浜中部、市施行、面積125.65ヘクタール、事業費は52億5,890万円、平成5年度から平成10年度、高浜東部、組合施行で、面積13.46ヘクタール、事業費は13億3,650万円、平成5年度から平成13年度、高浜南部、組合施行で、面積7.28ヘクタール、事業費10億9,400万円、平成6年度から平成12年度、高浜向山、組合施行で面積5.88ヘクタール、事業費14億6,650万円、平成13年度から平成16年度、高浜神明、個人施行で面積1.16ヘクタール、事業費9,320万円、合計では面積で187.37ヘクター

ル、事業費では110億9,830万円で、1ヘクタール当たり換算すると、5,923万2,000円で、1平方メートルに換算すると約6,000円でございます。

私が言っているのは、再開発事業を施行してくださいと言っているのではありません。もう少し言うと、平成29年度当初予算での都市計画税は、7億5,581万4,000円が計上されております。公共施設あり方計画の計画期間は約40年です。単純に7億5,581万4,000円を40倍すると、約302億円余の都市計画税が入ってくることになります。

都市計画税は、皆さん方に言うまでもないかもしれませんが、御存じのとおり目的税であります。都市計画事業を行うために徴収する税金であります。先ほどの答弁でもありましたが、本市では、これまで中部特定土地区画整理事業を初め、組合施行の区画整理事業等、狭隘なまちにあって、多くの地区で面整備を進めてきました。区画整理や街路事業等、都市計画決定をした事業は、おおむね完了している状況だとの答弁がありましたが、確かに都市計画道路は、都市計画道路西尾知多線を除き、区画整理等のおかげでほぼ完了をしておりますが、区画整理の実施率は、本市の面積は約1,300ヘクタールのうち、現在、市街化区域が約1,017ヘクタールでありますので、その面積に対して約187.37ヘクタールですので、約18.42%、市域の約19%の施行率であります。これでも、市街地整備はしなくてもよいとお考えなのでしょうか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいま、議員より、本市における区画整理及び市街地再開発の説明をいただきました。ありがとうございます。

最初に、土地区画整理の実施済み区域の割合について、ちょっと愛知県のホームページのほうを調べてまいりました。

愛知県の資料では、平成23年度、ちょっと古いんですが、平成23年3月31日現在、名古屋市を除く県内の施行面積は2万3,600ヘクタールとなっており、市街化区域約8万2,000ヘクタールに対して、約29%が土地区画整理事業より整備されているという状況のものを見つけてまいりました。

本市においても、先ほど議員が説明されましたとおり、市街化区域の面積で見た場合は18.4%でありますので、よろしく願いいたします。

次に御質問の市街地整備区画整理の考え方についてお答え申し上げます。

区画整理として、当該の区域の中に公共施設を配置する場合については、高浜市が行う市施行の事業となり、答弁の繰り返しになりますが、今回の公共施設のあり方の推進の考え方としてはないと御理解いただきたいです。

しかしながら、公共施設の配置をしない組合及び個人施行の区画整理であれば、地権者の方の85%以上、道路の配置計画によっては100%の事業同意をもって、地域の方からの意思と受けとめ、面整備を否定するものではございませんので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、名古屋市を除く県内の区画整理施行率は約29%に対して、高浜市の施行率は18.4%で、他地域よりも10%も低い状態ですが、このことについてどのようにお考えですか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、御質問の中で、いわゆる面積割合の中では、県の平均に比べても非常に低いというふうになってございます。

しかしながら、振り返ってみますと、先ほど議員おっしゃっていただいたように、最後の区画整理をやっているのが平成16年ですかね、完了したのが。その当時と比べると、市街化区域の中の様子というのは、一番初めのお答えの中でも申しておりますが、いわゆる宅地化が非常に進んでおります。毎年、私もちょっと調べましたら、ここ10年間で、市街地の中の生産緑地、いわゆる農地は9ヘクタールはなくなって転用しています。そのかわり何が出ているかというと、先ほどもお話の中に出ていますが、都市計画の開発行為によって住宅、まあ当然住宅が建てば道路もということになります。そういった状況が進んでおるといって、面整備は決して行政だけがするものではありませんし、先ほどからお話していますように、区画整理というのは、組合でも個人でも施行ができる事業でございますので、そういった部分も考えながら、私どもとしては、昔ほど状況、中部の区画整理をやった時代、それから高浜南部の区画整理をやった状況とはやはり少し様子が違うものですから。なかなか、確かに財源的な問題もございまして、地域の方の御同意をいただくというのは、先ほど議員もおっしゃったように、大変だと思っておりますので、そういったところを見据えながら、決して、面整備を全くやらないというふうではなく、必要に応じては、行政としては御助言、それから支援もしていかないかん部分もありますので、そういったところで御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 大分、予定の時間が近づいてきましたので、これで最後の質問にさせていただきます。

公共施設の総量を圧縮して、維持管理費が必要なハコモノはつくるが、土地区画整理などの基盤整備はしないという理屈は理解できません。土地区画整理事業の実施による効果、道路、公園などのインフラ施設、生活に不可欠な都市施設が整備されます。

これにより、公共施設や宅地の整備、建築物等の増改築等による経済波及効果、公共施設の整備改善による安全性、快適性、利便性の向上、宅地の利用価値の向上などの効果が見込まれます。

ハコモノをつくるより、手法に手間暇がかかるかもしれませんが、現在の高浜の発展は、中部特定土地区画整理による住民が集える中部公園、災害が起きても緊急車両が通行できる道路幅員、ドミーなどの商業施設など、人口増加等、高浜市政発展の原因の一因になっている実施効果を見

ても明らかだと思います。

このようなことから、都市基盤整備は進めるべきだと考えます。

答弁を聞いていますと、財政負担はハコモノにはするが、基盤整備はしないということは理解できません。ハコモノも大切ですが、市民は狹隘道路の解消や、公園の整備もしてほしいと考えている人の数も多いのではないのでしょうか。インフラ施設を整備して、公共施設を核に、基盤整備を進めるほうが、将来のまちづくりにつながると思います。

土地区画整理事業を実施すれば、道路や公園などの生活に不可欠なインフラ施設等が整備されます。これらにより、公共施設や宅地の整備、建築物等の改築等による経済波及効果、公共施設の整備改善による安全性、快適性、利便性の向上、宅地の利用価値の向上などの効果が見込まれると思いますが、どのようにお考えなのかお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいまの再質問についてハコモノを整備してその施設を核に都市基盤を整備してはいかがかといった御質問にお答えいたします。

これまでの答弁と重なるところも御容赦いただきお答えいたしますが、公共施設管理計画は、年少人口がほぼ横ばいに推移するということから、原則、新たなハコモノ施設はつくらないことを前提に、学校を地域コミュニティの拠点と位置づけ、他の施設との複合化を視野に入れた施設の改修、建てかえを行うという考え方でございます。

高浜市の人口ビジョンでは、人口のピークがおおよそ25年後に訪れると予測しており、まちづくりもその状況を踏まえた計画が必要です。限られた財源のもと、真に必要な事業を進めることが必要であることを御理解いただき、答弁とさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今まで、るる質問をいたしました。私が言いたいのは、高浜市公共施設管理計画、インフラ施設推進プランがありますが、インフラ施設には道路も含まれています。だから、私はインフラ施設を推進する中で、市街地整備と連携する必要があるのではないかとということで、質問をさせていただいておりますので、再度お答えをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、インフラ施設の整備計画の中にとということでしたが、実は、公共施設の総合管理計画の中に、当然、ハコモノの今後の方針についてまとめた公共施設のあり方計画というのがございまして、それから、今おっしゃってみえるように、道路、橋梁、下水などのインフラ施設の更新、長寿命化について方針をまとめております。

恐らく、おっしゃってみえるのは、市街地整備の基本計画なりをつくるということになりますと、この中に計画を落とし込んでいくということよりも、まさにこれ以上、つまり上位の計画であるというべきでございますので、今、私どもはそういった形で、あるストックをいかに効率よ

く更新をしながら維持をしていくかという形で、こういったインフラについての整備計画を持っております。どうしてもそこの中に一緒にそういった市街地整備計画をつくって入れるというのは、非常に難しくございますので、先ほどもいろいろと答弁をしておりますが、私どもとしては、実は、こういった御質問をいただいた中で、私も昨年6月に市民まちづくりアンケート、市民生活アンケートというのをとっておりますので、その結果をしっかりとちょっとのぞいてみますと、質問の中で、調和のとれた土地利用が図られ、安全で快適で移動しやすいまちかという問いの中では、47.4%の方が「そう思う」、「まあまあそう思う」というお答えをされております。それからもう一方で、暮らしやすい環境、この環境というのがどこを捉えるかということもございますが、形成されているまちだと思ふかということでは、約62.7%の方が、「まあそう思う」、「思う」というふうに答えられておりますので、そういったところ、その結果、このアンケートだけにこだわるわけじゃないですけれども、やはり今おっしゃった身近な問題の中で、道路が狭いとかそういうところがありますので、そういった部分については、全体を今、整備をするような市街地計画の基本計画をつくるつもりはございませんけれども、問題についてはきちんと真摯に向き合って、御要望については解決をしていくようにしていかないかのかなと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ぜひ、今言われたように、いろんなことも考えて、計画を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、図書館行政について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、高浜市公共施設総合管理計画、公共施設推進プランでは、平成30年度までに図書館のあり方を検討し、平成31年度にいきいき広場へ機能移転を目指すことになっているとの答弁でしたが、図書館には、平成20年度で約19万冊の蔵書がありますが、どのような機能をいきいき広場のどこへ移転するのか、具体的にお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 図書館には、先ほど答弁で申し上げましたとおり、貸し出し機能のほか、学びだとか活動を支える相談・支援機能、それから、本を通じた市民の皆さんの交流機能、さまざまな機能がございます。これまで本市では、子供に特化した図書館ということでやってきたわけなんですけれども、公共施設のあり方の基本的な考え方の一つ、機能の複合化、集約化ということを踏まえたときに、いきいき広場というのは、小さなお子さんから年配の方まで、たくさんの方が集まるといったことで、相乗効果が期待されるということで、ここは選択肢の一つとなっております。

今後、市民の皆さんと意見を交わす中で、本市の図書館が果たすべき使命は何か、また、どんな機能を重視すべきなのか、そういったことをキャッチボールする中で、いきいき広場のどのス



ペースを活用していくのか、そういったことについても検討してまいりたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ちょっと私が言っていることがまだよくわからないのかなという気がいたしますけれども、図書館はいわゆる蔵書機能があるわけです。今、高浜の本館に約19万冊の蔵書がある。それが開架書庫、閉架書庫の中に入っているわけです。それだけの、例えば書架を別のところにつくるといって、かなりの費用がかかる、だから私は、今、図書館をあそこに残して、その蔵書機能は生かしてほしい、そういったことを言っているのでありますので、その辺のところを踏まえて、しっかりとした計画をつくっていただきたいと思いますので、再度お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 当然、蔵書機能をどこに置くかといったことも課題となっておりますので、例えば現在の本館のところに蔵書機能を置くといったようなことも一つの考え方になるかと思っておりますけれども、さまざまな考え方があるかと思っておりますので、図書館の現況、課題なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 時間をオーバーしまして、大変申しわけございません。

ありがとうございました。以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩します。再開は15時35分。

午後3時25分休憩

---

午後3時35分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、柳沢英希議員。一つ、環境行政について。以上、1問についての質問を許します。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

最初に、高浜市では、平成7年10月から資源の分別収集を開始しておりますが、これまでの高浜市における資源の分別収集について教えていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、御質問の、これまでの高浜市における資源ごみ分別収集についてお答え申し上げます。

本市では、年々ふえ続けてまいりましたごみを少しでも減らし、きれいなまち、住みよいまちにするために、平成7年10月1日から、可燃ごみの指定袋制度と資源ごみ分別収集を実施してお

ります。

資源ごみの分別収集では、ごみを、瓶類、金属類、不燃ごみ、有害ごみ、古紙、古繊維類、プラスチック類の7種類に分類し、市内の分別収集拠点に排出していただくもので、全国的にも早い時期から開始しております。

その後、容器包装リサイクル法に基づく、本市の分別収集計画により、平成20年度から、資源ごみ分別収集にプラスチック製容器包装を追加し、8種類で実施しており、現在の資源ごみ分別収集拠点は、121カ所となっております。

資源ごみ分別収集につきましては、町内会ごとに週1回、月曜日から金曜日のいずれかで、第1・第3週は、瓶類、金属類、不燃ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装を、第2・第4週は、紙類、古繊維類、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を実施しておりますのでございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、資源の分別収集拠点で回収された瓶類や金属類などを初めとした資源については、どのような形でリサイクルされているのか、お伺いさせていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 市民の皆様方の御協力により、資源ごみ分別収集拠点で回収された資源ごみは、資源ごみ収集運搬業者より、瓶類は中間処理業者へ、金属類は市内の再生処理業者へ、紙類、古繊維類は資源回収業者へ、ペットボトル、プラスチック製容器包装につきましては、中間処理施設へ搬入をされております。

その後、中間処理施設などで選別作業を行い、瓶類、金属類、紙類、古繊維類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、それぞれのリサイクル業者に搬入がされます。

瓶類の生き瓶は、一升瓶やビール瓶に加えて、白色、茶色、黒色、青色、緑色の瓶の中から、生き瓶として利用できるものを中間処理業者が抜き取り作業を行い、生き瓶として再利用しております。

なお、現在、生き瓶として再利用されている瓶は、28種類となっております。

次に、生き瓶以外の瓶類では、白色、茶色、黒色、青色、緑色のカレットとして、新たな瓶にリサイクルされております。金属類につきましても、新たな金属としてリサイクルされ、紙類は再生紙として、古繊維類は、ウエス（工場用雑巾）などに使用されています。ペットボトルは、自動車用部品に、プラスチック製容器包装は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、俗に言います指定法人ルートにて、再商品化事業者により、リサイクルがされております。

このように、市民の皆様方が、資源ごみを、しっかりと分別して出していただくおかげで、分別の種類ごとに、資源としてリサイクルがされております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

議員になって1期目のときに、数名の議員さんで県内の回収業者さんですかね、各業者さんを回らせていただいたことを思い出します。

プラスチック製容器包装類は、パレットであったり、石油系の燃料のかわりであったり、ペットボトルは自動車で使用される繊維類、古紙は再生紙として、缶類は溶かされてインゴットになるというふうな形を見させていただきました。

瓶類のところちょっとわからなかったのが、生き瓶として再利用されているのが28種類というふうに御回答をいただきましたけれども、各拠点での生き瓶というと、一升瓶とビール瓶の2種類であったと思いますけれども、28種類というのはどういったことなのか、教えていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の、再利用されている28種類の生き瓶につきましては、一升瓶とビール瓶に加え、白色、茶色、黒色、青色、緑色の瓶の中から生き瓶として再利用できるものを中間処理業者が抜き取り作業を行っております。

具体的には、一升瓶は、茶色、青色、白色、黒色の4種類、ビール瓶は、特大、大、中、小の4種類、酒瓶は、大きさや色別で6種類、その他といたしまして、お酢、焼酎、ウイスキーの瓶など、商品別で14種類となっております。これらをあわせて、現在、生き瓶は28種類となっております。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。正直、28種類、分けていただいているというのは、すみません、存じ上げなかったです。非常に多いなど。今の11種類ですか、第1、第3の曜日だと11種類、これがまた28種類ということになると、40種類近くの分別という形になるのかなと思いますけれども、なかなかそこら辺まで、地域の方々に全てお願いするというのは、非常に難しいのかなと、現状、見ていると思います。

資源の分別収集の年間の総量、それから、分別収集を実施するためのかかっている経費、総費用について教えていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 資源ごみの分別収集の年間の回収総量についてお答えをさせていただきます。

まず、平成27年度が109万1,773キロ、平成26年度が、119万7,904キロ、近年では、平成21年度の154万9,306キロをピークに年々減少傾向となっております。

資源ごみの分別収集を実施するための費用につきましては、平成28年度の主な業務でお答えいたしますと、こちらは、可燃ごみも含んだものとなりますが、一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務委託が1億7,350万円余、ペットボトル中間処理業務委託が、1,190万円余、プラスチック製容器包装中間処理業務委託が2,786万円余、分別収集特別拠点管理業務委託が24万円余、リサイクルカレンダーの印刷が22万円余となっております。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

家庭から出されたものに対して1年間で2億円以上の多額の経費が投入されているということでございます。

回収された資源は、業者へ有償で売却されているわけでございますけれども、売却金額やその使い道について教えていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の資源ごみの売却金額でございますが、資源ごみは、業者へ有償で売却をしており、平成27年度の資源ごみ回収収益金は、瓶類、金属類、紙類、古繊維類、プラスチック製容器包装を含め、合計といたしまして1,082万9,116円となっております。

また、平成28年度1月分までの資源ごみ回収収益金は678万7,444円となっております。

この資源ごみ回収収益金につきましては、資源ごみの分別収集拠点の立ち番や運営などで御尽力をいただいております、各町内会に対する謝礼の財源として充当いたしております。

なお、以前、現地調査のため、アルミ缶のリサイクル業者を訪問した際、リサイクル業者の方から、高浜市のアルミ缶はすばらしい。他市では、アルミ缶にたばこの吸い殻が入っていることもあり、他市とは比較にならないと、お褒めの言葉をいただいております。これも、本市の資源ごみ分別収集に対する市民の皆様方や町内会の皆様方の御協力によるものと感謝申し上げます。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

資源としてリサイクル可能なものの分別を市民の皆様へ町内会を初めとした地域の方々の協力によって、年間1,000万円を超えるお金が生まれているということがよくわかりました。

アルミ缶についてすばらしいということでもございましたけれども、以前、プラスチック容器包装類を購入されていた富山環境整備さんをお伺いさせていただいたときも、高浜市さんからのプラスチック容器包装類はとてもいい状態であるというふうにお聞きしたことを思い出します。

リサイクルへの意識が高くなっていくと、このようなお話が伺えるのかなというふうによくわかりました。

続いてですが、資源ごみ分別収集拠点での問題等の報告、相談について質問をさせていただきます

ますけれども、私も地域の資源ごみ分別収集拠点を巡回させていただいておるわけです。よく、市長さんそれから地域が一緒なので、杉浦辰夫議員と回ったりということでございますけれども、町内会の毎週立ってくださっている理事さんを初め、各週の立ち当番の皆様から、分別収集拠点での問題等の話を耳にすることがございます。意識のある方がきれいに出してくださるといふことは大変ありがたいことなんですけれども、分別収集拠点が朝7時に設置される前に、資源ごみを出されてしまうという早出しや、その逆の8時過ぎてから、立ち当番の方が帰られてからの後出しということによるごちゃまぜですね、また、早い時間だとか、前日の夜に回収できないものを、本当に市のほうにお願いをしないと持っていつてもらえないような粗大ごみ等が出ているというようなことがございます。そういった意識のない方、あと、分別の方法、手段というか、やり方を理解されていない方による出し方など、市のほうにも、ごみ分別収集拠点での問題等の報告、相談があると思いますけれども、実際に市のほうへは、どのような相談や報告が入っているのかお伺いします。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の分別収集拠点における問題等の報告、相談でございますが、1番多い案件といたしましては、議員の御質問にもありましたが、分別収集拠点が開設される前に出されてしまう早出しに関する報告・相談があります。その他といたしましては、町内会員の高齢化等による立ち当番の相談等がございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

やはり、時間前の早出しによる問題ということで、まざってしまっているということです。

回らせていただけてよく思うんですが、分別の入れ物ですね、青色の、瓶類の小さいかごであったり、缶、金属類の大きなかご、不燃物用の入れ物、それから、有害類を入れるグレー色の長い長方形の入れ物、あとプラスチック包装容器類や発泡スチロール、ペットボトルを入れる網状の入れ物とそれぞれあるんですけれども、これ、なかなか市民の方と話をしても、どれをどれに入れていいのかわかるのをなかなか覚えてもらえなくて、よくあるのが、瓶類を入れるものに缶が入っていたりだとか、缶を入れるものに不燃物が入っていたりということがよくあります。

朝の特に早い時間ですと、一つの入れ物の中に、何でも入っているということがよくあります。残念ながら、二池、私が住んでいる四丁目でもよくあることでございます。こうなると、理事さんですとか、朝の立ち当番の方からすると、非常に、朝から全部仕分けをしなければいけないということで、非常に負担になっていると。ましてや年末等、非常に出る量が多いときだとなおさらのことかなと。しっかりと分別されているのも基本的に、先ほど、お話の中で、缶だとかそういう部分できれいなものというのがしっかりと分別されているというのが当番の方だったり、

理事さんが分別し直してくださっている、そういったこともございます。当番の方が札を持ってきてから、7時から8時の間であれば、そういう入れ物を間違えるということはないんですけれども、かごによく見ると、側面に瓶類だとか、缶・金属類だとかというふうにシールが貼ってあります。一部、白地に黒文字であったり赤字であったりというものなんですけれども、どの写真を見させていただいても、かごを見させていただいても、横に貼ってあるので、実際、かごを並べるよとなると、スペース上の問題で縦に並べていくということもあります。そういったシール等、どれが缶を入れるものでどれが瓶を入れるものでとか、そういった部分のシールを新しいものでも貼っていなかったりというのがありますので、そこら辺もこれからしっかりとシールを貼っていただければなという部分をちょっと要望させていただきます。

次なんですけれども、先ほど、立ち当番の御相談もということでしたので、実態に即した分別収集の立ち当番の方法や運営についてお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほど、分別収集の立ち当番に苦慮している町内会もあるということでもございましたけれども、町内会の実態に即した分別収集の立ち当番の方法や運営について教えていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） まずもって、先ほどにも御答弁申し上げましたけれども、平成7年10月1日の資源ごみ分別収集の開始以来、町内会様に資源ごみ分別収集拠点での立ち番ですとか、運営を担っていただき、早いもので既に20余年が経過したということでもございます。

その間、町内会を取り巻く環境も変化いたしまして、加入世帯の減少ですとか、高齢化などの課題が生じており、資源ごみ分別収集の立ち番などで苦慮しているよという声もお聞きするものでもございます。

このようなことから、毎年5月に開催されます町内会・行政連絡会において、資源ごみ分別収集拠点での新設・廃止・統合等についてお知らせするとともに、これまで資源ごみ分別収集拠点の開設・運営に当たって、町内会の実情に応じた創意工夫により、立ち番や開設時間の変更といった取り組みがなされていることをお伝えしておるところでございます。

今、先ほど、先生の御質問にもございましたので、町内会の実情に即した具体的な事例ということで、少し御紹介をさせていただきたいと思っています。

新田町様では、第1週と第4週の月2回、清水町様では、第2週と第3週の月2回と資源ごみ分別収集拠点の開設回数を減少しております。また、一部の分別収集拠点では、サマータイムを導入しまして、開設時間を変更し、立ち番の方々の通勤にも配慮をされているということでもございます。

また、屋敷町様では、平成28年7月から、第1週と第3週の瓶類、金属類の分別収集の立ち番を町内会員の負担軽減ということを目的に、シルバー人材センターへお願いをされております。

ただ、資源ごみに対する分別意識の継続、また、収集拠点での立ち会いによるコミュニケーションづくりを図ることは継続して行いたいという御意向により、第2週と第4週については、引き続き、町内会員が立ち番を継続されておるとい状況でございます。

また、芳川町様におかれましても、同年10月から、分別収集の立ち番を町内会員の負担軽減を目的に、分別収集時間を、これまでの午前7時から午前8時の1時間であったわけですが、これを午前7時から午前7時30分までの30分として、立ち番の時間を30分短縮されております。

いずれにいたしましても、資源ごみ分別収集は、平成7年10月の開始以来、一貫して町内会の皆様の御協力をいただき運営をまいりました。今後の資源ごみ分別収集においても、引き続き、町内会様の御協力をいただかなければ成り立っていかないものというふうに考えております。

町内会においては、加入世帯の減少ですとか、高齢化などの問題が生じている中ではございますが、地域の実情に即した分別収集拠点の立ち番や運営方法について、創意工夫を發揮していただきながら、資源ごみ分別収集を継続してまいりたいと、私ども考えておりますので、何とぞ御協力をお願いしたいと思います。

市といたしましても、これら町内会の創意工夫に対しては、情報提供ですとか、現地調査などに加えまして、町内会の資源ごみ分別収集拠点の協力・運営に対するごみ分別収集事業報償金、これなどの支援策について、高浜市未来を創る市民会議の環境部会のメンバーで構成しております生活環境問題研究会の方々にもいろいろな御意見をお聞きするなど、町内会に寄り添う形で、できる限りの御支援・御協力を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今後とも、高浜市の資源の分別収集を支えている町内会への御支援、御協力をしっかりとお願いをさせていただきたいと思っております。

先ほど、新田町さん、それから清水町さんということで、毎週ではなく第1、第4であったり、第2、第3ということで、月2回というふうになっているということだったんですけれども、最近ですと、市内のスーパーや店舗、民間業者による紙類や缶類、ペットボトルなどの資源収集が実施されているんですけれども、このような資源収集に積極的な民間業者としっかり連携をしていければ、高浜市の資源の分別収集もより効果的になるのかなと思っております。

また、市が実施する資源の分別収集と民間業者による資源収集のすみ分けですね、そういったものを高浜市でやっている種類のすみ分けをすることによって、より効果的な資源化につながっていくのかなと考えておりますけれども、このあたりの見解についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 議員の御質問のとおり、現在、市内のスーパー、新聞店、書店、酒屋、回収業者などの民間業者により紙類や缶類などの資源回収が実施されております。これら民間事業者により資源回収は、民間業者の環境活動や事業活動の一環として取り組まれており、市民の資源化に対する意識の向上にも寄与しておるものと捉えておりますが、残念なことながら、市との連携は十分とは言える状況にはございません。

平成26年3月に策定いたしました、高浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画におきましても、具体的な取り組みの中で、「店舗等での自主回収及び資源化を働きかけます」としておりますことから、今後、店舗等の民間業者との資源回収などの連携や地域での分別収集と民間業者による資源回収のすみ分けなど、市との連携だけではなく、地域との連携が環境行政の施策として重要であるとの認識を持ち、今後、調査・研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

実際、わかりやすいと紙類とかでも、新聞屋さんとかが、昔は新聞だけの回収であったものが、ダンボールを持っていってくださるようになって、あとは、雑誌類ですね、そういったものも回収をしてくださると。普通に業者へ市が依頼すると、結構金額がかかって回収をしてもらうということがあるんですけども、実際、市のほうからだとか、自治体から働きかけをしていなくても、今、コンビニエンスストアの駐車場を利用しての回収があったり、まして高取のところでも古紙の回収の大きなコンテナというか、ボックスが置いてあったりという部分がありますので、そういった部分をうまく活用していくと、少しでも分別の種類が減っていくのかなと。分別の種類が減るといふことであれば、新田町さんや清水町さんみたいに、場所にもよるかもしれませんが、立ち当番の数を減らすというようなこともやれなくはないのかなという部分がありますので、しっかりとそういう部分も調べていただければと思います。

今までの御説明の中で、20年間、経過をしてきているということでございました。スタートした当初、世の中も、また、地域に住まう方も変化が生じております。民間で収集しているのであれば、うまく協力し合い、そういった部分を進めていただきながら、町内によっては回っていると、年1回というところと3回、きょうも朝、碧海町さんを回ってしまして、年3回なり4回、当番が回ってくるというところもありましたので、そこら辺もしっかりと見ていただきながら、今後のことを考えていただけるといいのかなと。

町内会への加入世帯が伸び悩んでいる一方で、高浜市内、地域にそれぞれ住む方というのは増加をしているわけでございます。当然、住む方がふえるということであれば、家庭から出されるごみであったり、資源であったりという量もふえていきます。しかし、その分別に御協力をくださっているというのは、今までの説明の中でもずっとありましたけれども、町内会であり、町内



会の加入者の方々でございます。無論、立ち当番に御協力をくださる町内会の加入者の方々というのが、朝早く、寒い日も暑い日も立ってくださるということでございます。

とりあえず、店舗等での自主回収の件と、そういった部分での負担の減と、町内会さんが大きく協力をしてくださっているということをちょっとここで申し上げておいて、次の質問に移ります。

ごみの減量化についてなんですけれども、現在のごみの現状について、可燃ごみの年間量について教えていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の可燃ごみの年間量についてお答えをさせていただきます。

平成27年度の可燃ごみの年間排出量は、1,248万140キロ、平成26年度が1,209万3,860キロでございます。微増となっておりますのが現状でございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

年間の量がよくわかりました。

それでは、市民の方が1日、1人当たりどのくらいのごみを出しているのかというのを教えていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 市民1人1日当たりのごみの排出量につきましては、平成27年度は538グラム、平成26年度が536グラム、平成25年度が545グラムとなっております。

また、1人1日当たりのごみの排出量につきましては、先の高浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、400グラムを目標値として設定しておりますが、近年、横ばいの状況であり、目標達成には新たな取り組みが必要であるとの認識をいたしております。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

近年、ごみの減量というのが進んでいない、横ばいであるということでございますけれども、それでは、少し話を変えまして、集積場所の件ですけれども、住民の皆様からの声でも、可燃ごみの集積場所は近くにほしいけれども、自宅の前や横は困るなど、可燃ごみの集積場所の確保にも苦慮しているというふうに向っております。

また、歩道を利用した集積場所ですと、特に、五間道路沿いなんかを自分はよく通るんですけれども、大量のごみが出ておりますと、歩行の妨げ、自転車の通る妨げになっている光景もよく目にすることがございます。このような可燃ごみ集積場所に伴う相談や課題等について、市のほうで把握しているものがあればお答えしていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の可燃ごみの集積場所に係る相談や課題についてお答えをさせていただきます。

まず、可燃ごみの集積場所での課題・相談といたしまして、指定の曜日を守らず可燃ごみを出す、前日の夜に可燃ごみを出す、本市の指定袋以外の他市のごみ袋や黒色などの市販のごみ袋で出す、歩道に大量のごみ袋が出され歩行しづらい、カラスや野良猫がごみを散らかすことなどがございます。

特に、可燃ごみの集積場所の移動や新設につきましては、市のみでは新たな集積場所の確保は大変困難でありますことから、地元の御事情をお知りになっておられる町内会長様や役員の方々の多大な御協力をいただき、集積場所の確保に努めておる状況でございます。

資源ごみの分別収集や可燃ごみの集積など、ごみ問題は、全ての市民が当事者意識を持って取り組む重要な課題であります。言いかえれば、町内会への加入、未加入には関係なく、個人、地域の課題として取り組む必要があると認識いたしております。その上で、市は、地元の御事情をお知りになっておられる町内会と連携し、ごみ問題などの諸課題に取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。出てきましたね、町内会。はい、ありがとうございます。

町内会の協力なしでは、可燃ごみの集積場所の確保も難しいというふうに私も思います。当事者意識というのもしっかり非常に大事なんですけども、地域の課題というお話であれば、当事者意識に結びつけるためにも、町内会を通しての人と人の関係というんですか、そういったものを通しての意識の向上というのも大切ではないかと思えます。

とりあえず、町内会の重要性をまたここで認識をさせていただきましたので、続きまして、先ほど答弁にもございましたけれども、可燃ごみの集積場所におけるカラスだとか野良猫などへの対策というのは十分にとられているのか、そこら辺もちょっとお伺いできればと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 可燃ごみの集積場所でのカラスや野良猫対策でございますが、希望される町内会等に対しまして、黄色のカラスよけネットを無料で配布をさせていただいております。これまでの配布枚数は324枚となっております。

カラスよけネットの設置が困難な可燃ごみ集積場所につきましては、市でネット式のダストボックスを設置し、カラスや野良猫の対策を実施しております。

また、清水町、本郷町さんでは、ネット式のダストボックスを手作りで作成し、可燃ごみの集積場所のカラス等の対策を実施しております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

ネット式のダストボックスというのを、これ、非常に助かるなという形で、二池町一丁目のところでも、非常にカラスにつつかれて、ネットすら引っ張り出されていたものが、最近、ボックスタイプになっているので、多少はきれいになってきているかなという気はします。

では、次に、可燃ごみの減量対策です、なかなか進んでいないというお話でした。高浜市一般廃棄物処理基本計画における目標が、1人1日当たり、ごみの排出量400グラムということでございましたけれども、目標達成には、ここ近年変わっていない、横ばいであるということで、新たな取り組みが必要ではないかなというふうに認識しているということでございましてけれども、例えば、可燃ごみの袋、こちらのほう、今、無料でございますけれども、有料化という形を計画されているのか、お伺いできればと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 平成16年8月の高浜市ごみ処理基本計画策定時であります平成15年度の1人1日当たりのごみの排出量は635グラム（訂正後述あり）でありました。その後、市民の皆様方の御協力のもと、ごみ減量、資源化などを推進し、平成20年度には574グラムに減少いたしました。近年は先ほど申し上げたとおり、530グラム程度で横ばいの傾向となっております。

現在の高浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画においては、具体的な取り組み7本の柱を掲げており、その柱の中に、（3）といたしまして、ごみ袋の仕様を検討します。また、有料化の検討をしますとしております。

具体的には、可燃ごみの排出の減量が進まないときは、世帯人員による一定枚数の無料配布を廃止し、指定ごみ袋の有料化を進めます。指定ごみ袋の価格については、愛知県内や近隣市の状況を調査し、検討しますと記載をしております。

近年のごみ減量化の横ばいの傾向を打開するために、時期は明言はできませんけれども、指定ごみ袋の有料化の検討を進める場面が出てくると考えておりますので、今後、よろしく御理解をお願いいたします。

先ほど、答弁のところで、15年度の実績が635グラムとお答えしましたが、653グラムの誤りですので、653に訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今後、より一層のごみ減量化のためにも、指定ごみ袋の有料化は効果が期待できるのではないかなと考えておりますので、今の回答ですと、時期は明言できませんということで、非常に残念な答弁でございますけれども、いつかの時点でごみ減量化の施策のアクセルを踏んでいただく必

要もあるのではないかなと。できるだけ、僕個人としては早いほうがいいのかないかなというふうにも思っております。

市側からは言いにくいことは思いますので、私のほうからお願いをさせていただくんですけども、町内会さんのお話が先ほどいろいろありましたけれども、町内会加入者への配慮がある形でのゴミ袋の有料化をお願いをしたいなと思っております。よくこれ差別化という形と言われる方がいますけれども、私の中では、差別化ではなく区別化だと思っております。

分別収集や可燃ごみの集積場所の確保などを初め、防犯・防災、高齢化社会への対応などさまざまな課題に対して、町内会を初めとする地域の方々の貢献は非常に大きく、町内会費を納めた上で、さらに協力をしてくださっているのが町内会、そしてまた町内会への加入者の方々だと考えております。

町内会に入るメリットは何なんだと、よくそんな声も伺いますけれども、町内会に入っているメリットというのは、私の中では、一言で言えば保険なのかなという話をよくさせていただいております。東日本大震災のときでもそうでしたけれども、災害が発生した時、町内会を通して築かれた御近所の関係性は精神的にも肉体的にも、市民の大きな助けになるものでございまして、しかし、悲しいかな、私もそうですけれども、人の記憶は薄れていくものです。自分は少しでもこういったごみの減量といったところからでも、町内会への加入促進や退会の減少ですね、町内会を退会する方の減少につながればというふうにも考えております。

ただ安直に、町内会の加入者は無料で、加入していない人は有料ということを行っているわけではございません。先ほど述べた防犯・防災などもそうですが、分別やゴミ出しの課題についても、いかに理解をしていただくかでございます。理解し協力していただくには、少しでも町内会などを通して、地域との関係をつくっていただくこと、これが一番理解をしていただきやすい環境だと思っております。

正直者や前向きに地域に協力をしてくださっている方々が、ばかを見るような、そんな世の中にはしてほしくないという考えもございます。

先の質問の分別収集でも、地域でのコミュニケーションの場でもある御近所同士の関係性の構築も含めたものだというふうに確信をしております。だからこそ、可燃のゴミ袋の有料化を進めていくときは、しっかりと町内会加入者、それからいまだに町内会に加入してみえない方も含めて御配慮をして、お願いをしていただければと思います。

最後に、他市の行っている可燃ゴミ袋へのスポンサーだとかコマーシャル、啓発などの掲載についての考えについて、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思っておりますということで、ちょっと持ってまいりました。これは隣の碧南市さんの可燃ごみの袋でございます。今、ざっと見ると、12社のスポンサーが入っております。こちらのほうを見ていくと、いいですね、「歯もまちなもクリーン」、それからぱっと見ておっと思うのは、「県信はまちの美化を応援します」という形で、

非常にただの広告というだけではなくて、企業さんへの啓発という、そういった部分での役にも立っているのかなと思います。

こういったお考えについて、高浜市のほうは、何かお考えがあるかどうか、教えていただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） お答えする前に、議員が申し上げたとおりでして、地域の資源ごみ分別収集ですとか、防犯・防災、これらの課題に対して町内会の果たす役割・貢献というのは非常に大きなものだという事は、私ども重々認識してございます。

ごみ処理基本計画にもございます、これ以上ごみの減量が進まない場合、指定ごみ袋の有料化、これを検討せざるを得ないというときは、単にごみの減量化だけではなく、町内会活動ですとか、地域活動を通じた循環型社会の形成、また、不法投棄をしない、させない活動、こういったものをあわせて考えていきたいというふうに思っております。

そういった意味からしますと、町内会との連携というのは、ますます重要になってくるというふうには思っておりますので、議員御要望の点につきましては、前向きに受けとめさせていただきながら考えていきたいというふうに思っております。

それでは、御質問の指定ごみ袋への企業等のスポンサー広告などについてということでございます。

今、議員がお示しになられましたけれども、碧南市の指定ごみ袋、これには、企業等のスポンサー広告が掲載されております。碧南市にお聞きしたところ、企業の方々から、指定ごみ袋に企業のスポンサー広告を掲載するという事は、企業としても環境活動、こういったことの普及にもなると、また、取引先さんとの会話のきっかけにもなるということで、現在大変好評であるということはお聞きしております。

議員から御提案がございましたように、本市においても、市内の企業の方々指定ごみ袋へのスポンサー広告、これを掲載することで、これまで以上に環境活動ですとかごみの減量化への協力というのが期待はできるだろうということを思っておりますし、私ども市の歳入確保という側面もございます。今後、先ほども少し話が出ましたが、企業や店舗での自主回収や資源化の推進、これらとあわせて、今後、そういった企業の広告につきましては、導入に向けた調査・研究、これはしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

この件につきましても、市内の企業さんとしっかりと御理解と御協力をいただけるように頑張っていたきたいなと思います。

先日、碧南市さんにお伺いをしましたところ、当初、このごみ袋、碧南市側から企業さんをお願いしたのは9社であるということですのでございます。今では、今センター長のお話にありましたけれども、非常に好調でということで、来年は一応14社、手が挙がっているということですのでございます。これは1年更新で年間の契約料が5万円ということで、250から大体350万枚つくるということなので、印刷費用は今まで印刷していた部分のものが変わるだけということで、費用は変わらず、年間大体70万円ぐらいです。来年ですと入ってくる予定ですと。金額がどうこうということではなくて、ごみの減量化という部分で、こういった袋も通して、企業さん、それからいろんなところを通して啓発をしていただきたい、いろんな部分で御理解、御協力をいただけたらということを考えております。

先日、豊田のほうで講演会がございまして、とある方のお話をちょっと聞きに行ってみました。そのとき、ブランディングの専門の方だったんですけども、例えば大きなイベント、それから地元で何か行事をやるときに成功させるには、より多くの協力者を集めることが必要ですよと。そのためにチラシを作成し、市内のあらゆるお店にチラシを置かせていただいて、それでよくイベントのほうを見ていると置いてきたと、いろんな人の目につくからそれでいいというような形で行われていることが多いということですのでございますけれども、これではチラシだとか、そういったものの持つ力というのはほとんど発揮されていなくて、チラシを置いてくださったお店の方をこちらサイドに引き込むことによって、協力者になってもらうということ、これが肝心であるということでした。お店の方々が、またお店に来てくださっているお客様に、チラシの説明をして、自分のお客様を連れて来てくれたらどうでしょうか。自分がよく行くお店の方から、逆に一緒にどうですかとイベントに誘われたら、行く確率、参加する確率はさらにふえるんじゃないかなというふうに思っております。

この可燃ごみ袋にも、ただ企業さんにスポンサーになってもらうのではなくて、ごみの減量の理解者、協力者になってもらうと、企業間での意識の向上それからまた企業から出るごみだけでなく、従業員の意識、それからまた家庭でのごみ出しの意識にもつながってくるのかなというふうに考えておりますので、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

もう一つ、ちょっと要望をしたいのですが、今、配布されている分別一覧表がございましてけれども、これをよく見ますと、資源ごみ分別一覧表というふうに書かれております。資源なのかごみなのか、正直ちょっと僕の中ではわからないなと思うときがあるんですけども、今回、一般質問の中でも、資源ごみとちょっと私は読ませていただかなかったんですけども、資源分別ということでお話をしてきましたが、確かに不燃物も分別一覧に入っているということで、資源ごみというのわからなくはないんですけども、資源は資源であって、ごみはごみであるという、リサイクルできるものは、しっかりリサイクルをしていこうという意識づけをしていただきたいなというのがございまして、提案でございまして、資源分別一覧表だとか、ごみ・資源分別一覧

表などというような記載の仕方に変えていただくようなこともしていただけるといいかなと思っております。

今回、環境をテーマに挙げて一般質問をさせていただいたわけですが、なかなか家庭から出るゴミの量が減らないということで、こういった形、町内会の加入も含めて取り上げさせていただきます。

昨年、委員会の視察でゴミゼロを目指しております徳島県上勝町、こちらを視察させていただきました。リユース、リサイクルというのは当たり前であって、根本のリデュースにも力を入れているように私は感じました。ゴミになるものを購入時からどう減らすのか。社会全体、地域全体で考えていかなければならないと思います。そのためには、みんながそういった意識づけですね、学校の教育のほうでもいろいろしていただいていると思いますけれども、そういった意識づけを大人にもしていくことも必要だと思います。その意識づけをしていくには、まさしく御近所同士、人同士の関係性というものが重要視されると思います。

地域に住まう個々の人々や企業もそうでございますが、関係性の構築をする上で、一番かなめになってくるものは町内会でございます。それを念頭に置いた上で進めていっていただきたいと思っております。

ごみの減量のための取り組みは、そもそも、国が平成7年に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律、短く言いますと、容器包装リサイクル法の制定により、分別収集が全国でスタートしたわけでございます。高浜市は、ただ分別収集をすればいいということで進めたわけではなく、やはりセンター長からもお話がありましたように、スタート当時、町内会の方々に集まっていただいて、しっかりと説明をさせていただき、理解をしていただき、それがただの資源の分別、リサイクルへの理解だけ、それからまたごみの減量ということだけではなくて、直接、地域の方々が顔を合わせる関係、立ち番をしている方と出しに来てくださった方が顔を合わせていく関係、そういったものがあって、コミュニケーションの機会の創出であったり、今後の御近所づき合い、まさしく地域で共存していくこと、これからの地域での共助にもつながると、そういった狙いが当時あったと思っております。

ここまで高浜市が来たのも、町内会という自治組織があってこそだと考えております。それを踏まえて、今後も町内会との協力関係を強め、環境行政を進めていただければということをお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時26分散会

---